



発行 東京都

目次	8
----	---

公 告

○令和六年財政援助団体等監査の結果に関する報告の公表……………（東京都監査委員）… 1

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和6年財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

なお、監査報告の決定に当たっては、斉藤やすひろ前監査委員が関与し、小磯善彦監査委員は関与していない。

令和7年3月10日

- 東京都監査委員 龍 円 あいり
- 東京都監査委員 小 磯 善 彦
- 東京都監査委員 茂 垣 之 雄
- 東京都監査委員 後 藤 靖 子
- 東京都監査委員 小 粥 純 子

第1 監査の概要

1 監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第199条第7項及び東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号。以下「監査基準」という。）第19条第3項第1号から第3号までの規定に基づき、都が補助金の交付等を行っている団体に対し、その事業が補助等の目的に沿って適切に行われているか、並びに、法第199条第1項、第5項及び監査基準第19条第3項第4号の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかなどについて実施する監査である。

監査の対象となる団体は、

- ① 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体）
- ② 出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）
- ③ 公の施設の指定管理者などである。

2 監査の対象

今回、監査を実施した団体は、表1のとおり、134団体である。

- 団体の選定に当たっては、補助金等交付額が高額なこと
  - 東京都政策連携団体など都との関連性が強いこと
  - 監査を実施していない期間が、前回の監査から一定期間経過していること
- などを勘案し選定した。

（表1） 監査実施団体及び局の一覧（計134団体、10局）

区分・団体	局
補助金等交付団体（125団体）	
学校法人70団体	生活文化スポーツ局、保健医療局、産業労働局
株式会社 TOKYO GLOBAL GATEWAY	教育庁
社会福祉法人46団体	福祉局
渋谷駅街区土地区画整理事業共同施行者	都市整備局
一般社団法人東京都トラック協会	都市整備局
東京都中小企業団体中央会	産業労働局
離島航路・航空路補助金等交付5団体	総務局、港湾局
出資団体（8団体）	
一般財団法人東京マリン財団	生活文化スポーツ局
東京交通サービス株式会社	交通局
地方独立行政法人東京都立病院機構	福祉局、保健医療局
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	福祉局、保健医療局
首都高速道路株式会社	都市整備局
地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター	産業労働局
公益財団法人東京しごと財団	産業労働局
八丈島空港ターミナルビル株式会社	（定例監査（島しょ）の中で実施）
公の施設の指定管理者（3団体）	
公益財団法人東京都道路整備保全公社	建設局
公益財団法人東京しごと財団（再掲）	産業労働局
八丈島空港ターミナルビル株式会社（再掲）	（定例監査（島しょ）の中で実施）

3 監査の期間  
令和6年9月9日から令和7年1月30日まで  
ただし、島しょの団体（社会福祉法人黒潮社及び八丈島空港ターミナルビル株式会社）については、令和6年4月に実施した。

4 監査対象範囲  
原則として、令和4年度及び令和5年度の事業を対象に実施した。

5 監査の着眼点  
監査の主な着眼点は、表2のとおりである。

（表2） 主な着眼点

区分	団体	局
補助金等交付団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業は、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか。</li> <li>補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業に関する指導監督は、適切に行われているか。</li> <li>団体に対する補助金等交付は、適切に行われているか。</li> </ul>
出資団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体の事業は、出資又は出展の目的・計画に沿って適切に運営されているか。</li> <li>団体の会計経理等は、適正に行われているか。</li> <li>費用対効果を踏まえた経営がなされているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体に対する指導監督は、適切に行われているか。</li> <li>団体に対する補助金等交付・業務委託・財産貸付等は、適切に行われているか。</li> </ul>
公の施設の指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>公の施設の管理運営は、管理を行わせる趣旨に沿って、適切に行われているか。</li> <li>管理業務に係る会計経理等は、適正に行われているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理業務に対する指導監督は、適切に行われているか。</li> </ul>

6 監査の方法  
 監査に当たっては、監査基準に基づき、団体及び局から事前に提出を受けた各種書類を確認するとともに、実地監査による関係書類の閲覧や現場確認、団体及び局から説明の聴取を行うなどの方法により実施した。  
 団体区分ごとの確認・検証項目及び主な確認書類は、表3のとおりである。

区分	確認・検証項目	主な確認書類
補助金等 交付団体	(団体) <input type="checkbox"/> 補助対象事業の実施状況 <input type="checkbox"/> 補助金等で購入した財産・物品等の管理状況 <input type="checkbox"/> 補助金等に係る会計経理・金額算定の状況 (局) <input type="checkbox"/> 補助事業に関する団体への指導監督状況 <input type="checkbox"/> 要綱等に基づいた補助金等交付手続 <input type="checkbox"/> 社会情勢に応じた補助金算定方法の見直し状況	<input type="checkbox"/> 補助要綱 <input type="checkbox"/> 補助金交付関係書類 <input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 実績報告書 <input type="checkbox"/> 経理関係帳票類 <input type="checkbox"/> 固定資産・財産等台帳
出資団体	(団体) <input type="checkbox"/> 団体の財務状況・事業実績 <input type="checkbox"/> 事業の実施状況(収益向上、費用削減、費用対効果) <input type="checkbox"/> 経営課題・リスク要因の把握に基づく事業の見直し状況 <input type="checkbox"/> 団体の契約・会計経理・財産管理等の状況 <input type="checkbox"/> 都から団体への業務委託について、委託理由及び必要性(再委託している場合、契約の競争性確保や再委託理由等) (局) <input type="checkbox"/> 団体に対する指導監督状況 <input type="checkbox"/> 都から団体への補助金等交付・業務委託・財産貸付状況 <input type="checkbox"/> 株主総会等への出席状況、株主等としての権利行使状況	<input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> 中长期計画 <input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 実績報告書 <input type="checkbox"/> 財務諸表 <input type="checkbox"/> 経理関係帳票類 <input type="checkbox"/> 固定資産・財産等台帳 <input type="checkbox"/> 補助金交付関係書類 <input type="checkbox"/> 各種契約書
公の施設の 指定管理者	(団体) <input type="checkbox"/> 施設管理業務の運営状況 <input type="checkbox"/> 施設の利用状況、サービスの提供・改善状況 <input type="checkbox"/> 指定管理業務に係る契約・会計経理・収入事務 <input type="checkbox"/> 指定管理業務の一部を第三者に委託している場合、契約の競争性確保や委託理由等 (局) <input type="checkbox"/> 指定管理業務に関する団体への指導監督状況 <input type="checkbox"/> 指定管理料等の支出手続 <input type="checkbox"/> 指定管理者の経営努力促進のための状況確認	<input type="checkbox"/> 協定書 <input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 実績報告書 <input type="checkbox"/> 経理関係帳票類 <input type="checkbox"/> 固定資産・財産等台帳 <input type="checkbox"/> 各種契約書 <input type="checkbox"/> 指定管理業務に関する各種書類

7 技術面からの監査

本監査では、表4のとおり、技術面からの監査も併せて実施した。

(表4) 技術面からの監査の実施状況

監査実施団体名	監査の内容
渋谷駅街区土地区画整理 事業共同施行者 地方独立行政法人東京都 立病院機構 首都高速道路株式会社	計画、設計、積算、施工等の各段階において、技術面等から当該工事が適正かつ安全に行われているかという合規性の観点を重視しつつ、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して監査を実施した。

8 コンプライアンスや内部統制についての監査

本監査では、表5のとおり、東京都政策連携団体等におけるコンプライアンスや内部統制の状況についての監査も併せて実施した。

(表5) コンプライアンスや内部統制についての監査の実施状況

監査実施団体名	監査の内容
地方独立行政法人 (東京都立病院機構、東京都健康長 寿医療センター、東京都立産業技術 研究センター)	各団体における規程類の整備状況を確認するとともに、主に下記の方法により内部統制の基本的要素について確認した。 <input type="checkbox"/> 内部監査等のモニタリング体制及びその実施状況を確認するため、団体の内部監査の取組状況、監事の理事会への出席状況、会計監査人との連携が図られているか等について、ヒアリング及び資料の閲覧を行った。 <input type="checkbox"/> コンプライアンス意識の醸成・浸透の状況を確認するため、団体のコンプライアンス基本方針、コンプライアンス研修の取組状況、コンプライアンス委員会の開催状況、職員啓発をどのように行っているか等について、ヒアリング及び資料の閲覧を行った。
東京都政策連携団体 (一般財団法人東京マラソン財団、 東京交通サービス株式会社、公益財 団法人東京しごと財団)	<input type="checkbox"/> コンプライアンス意識の醸成・浸透の状況を確認するため、団体のコンプライアンス基本方針、コンプライアンス研修の取組状況、コンプライアンス委員会の開催状況、職員啓発をどのように行っているか等について、ヒアリング及び資料の閲覧を行った。
政策連携団体以外の事業協力団体 (首都高速道路株式会社)	<input type="checkbox"/> コンプライアンス意識の醸成・浸透の状況を確認するため、団体のコンプライアンス基本方針、コンプライアンス研修の取組状況、コンプライアンス委員会の開催状況、職員啓発をどのように行っているか等について、ヒアリング及び資料の閲覧を行った。

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、補助金を返還すべきものや団体内部の事務の統制について是正・改善すべきものが認められたので、表6、表7及び表8のとおり、30団体及び4局に対し、40件の指摘、2件の意見・要望を行った。

指摘事項等の一覧は別表1（団体別）及び別表2（区分別）のとおりである。

指摘金額（注）は7億6,632万余円であり、このうち主なものは、定めに基づかない長期賃貸借契約の事務を指摘したものの5億5,589万余円、補助金の過大交付を指摘したものの2,601万余円などである。

（注）指摘金額とは、指摘の対象となった会計処理や財産・物品管理などの金額を集計したものであり、収入や支出に直結しない事務手続に関するものは含めていない。

（表6） 指摘、意見・要望を行った団体・局数

区分・団体名	令和6年		（参考）令和5年	
	団体	局	団体	局
補助金等交付団体	24	4	21	4(5)
学校法人70団体	2	1		
株式会社 TOKYO GLOBAL GATEWAY	-	-		
社会福祉法人46団体	19	1		
渋谷駅街区土地区画整理事業共同施行者	-	-		
一般社団法人東京都トラック協会	-	-		
東京都中小企業団体中央会	-	1		
離島航路・航空路補助金等交付5団体	3	1		
出資団体	6	(1)	3	(2)
一般財団法人東京マリン財団	1	-		
東京交通サービス株式会社	1	-		
地方独立行政法人東京都立病院機構	1	-		
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	1	-		
首都高速道路株式会社	-	-		
地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター	1	(1)		
公益財団法人東京しごと財団	1	-		
八丈島空港ターミナル株式会社	-	-		
公の施設の指定管理者	(1)	-	1(3)	(3)
公益財団法人東京都道路整備保全公社	-	-		
公益財団法人東京しごと財団（再掲）	(1)	-		
八丈島空港ターミナル株式会社（再掲）	-	-		
合計	30	4	25	4

（注1）「（再掲）」の団体は、他区分で計上しているため団体数には含まない。

（注2）同一局が、複数の団体に関して指摘を受けている場合には、（ ）で表記し、合計数には含まない。

（注3）令和5年の数値は、指摘事項等の合計数を比較するための参考値である。同じ団体を監査したものではないため内訳数は記載していない。

(表7) 指摘事項、意見・要望事項の団体別件数

区分・団体名	指摘			意見・ 要望	合計
	団体	局及び 団体	局		
補助金等交付団体					
学校法人70団体	1	1	-	-	2
株式会社 TOKIO GLOBAL GATEWAY	-	-	-	-	-
社会福祉法人46団体	-	19	-	1	20
渋谷駅街区土地区画整理事業共同施行者	-	-	-	-	-
一般社団法人東京都トラック協会	-	-	-	-	-
東京都中小企業団体中央会	-	-	-	1	1
離島航路・航空路補助金等交付5団体	-	2	-	-	2
出資団体					
一般財団法人東京マラソン財団	5	-	-	-	5
東京交通サービス株式会社	2	-	-	-	2
地方独立行政法人東京都立病院機構	5	-	-	-	5
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	3	-	-	-	3
首都高速道路株式会社	-	-	-	-	-
地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター	-	1	-	-	1
公益財団法人東京しごと財団	1	-	-	-	1
八丈島空港ターミナルビル株式会社	-	-	-	-	-
公の施設の指定管理者					
公益財団法人東京都道路整備保全公社	-	-	-	-	-
公益財団法人東京しごと財団 (再掲)	(1)	-	-	-	(1)
八丈島空港ターミナルビル株式会社 (再掲)	-	-	-	-	-
合計	17	23	-	2	42

(注) 「(再掲)」の団体は、他区分で計上しているため団体数及び指摘件数には含まない。なお、当該指摘件数は、( )で表記する。

(表8) 指摘事項、意見・要望事項の区分別件数

項目	区分	令和6年			(参考) 令和5年		
		指摘	意見・ 要望	合計	指摘	意見・ 要望	合計
収入	会計/処理 (収入)	-	-	-	-	-	-
	債権管理	2	-	2	-	-	-
支出	収入 (その他)	1	-	1	-	-	-
	契約 (仕様・種算)	1	-	1	4	-	4
	契約 (履行確認)	1	-	1	1	-	1
	契約 (その他)	5	-	5	15	2	17
	会計/処理 (支出)	1	-	1	1	-	1
財産	補助金等	23	2	25	25	-	25
	財産管理	-	-	-	1	-	1
	物品管理	1	-	1	1	-	1
その他	情報管理	-	-	-	-	-	-
	その他	5	-	5	-	-	-
	合計	40	2	42	48	2	50

2 主な指摘事項等

監査の結果、是正・改善すべき事項の中から、都民の安全や健康を守るもの、経費の削減につながるもの、団体の内部統制に資するもの等、多くの団体に向けた啓発が必要とされるものに注目して選定している。

【補助金等】

**保育施設に対する補助金が、転記ミスや補助要件の誤認識などによる実績報告書の誤りから、過大に交付されていた。**

社会福祉法人19団体、福祉局 p. 47

保育施設を運営する社会福祉法人等に対し、福祉局が交付している東京都保育サーベイス推進事業補助金について、19法人が運営する25施設において、補助金算定の基となる実績報告書に記載された、障害児の受入れや延長保育事業に係る加算対象児童の人数に誤りがあったことなどにより、合計2,519万余円が過大に交付されていた。

そこで、各法人に対して、過大に交付された補助金を返還するとともに再発防止策を講じるよう求め、局に対しては、審査を適切に行うとともに法人に補助金の返還を請求するよう求めた。

福祉局 p. 65 (意見・要望事項)

また、過大交付が発生した原因の一つに、補助要件や保管書類について法人側の理解が不十分な補助項目があることがわかった。特に、誤りが最も多かった知的障害児保育に係る補助項目では、法人が別途利用する区市町村独自の障害児加算補助金と本補助金の認定基準を混同したことなどにより、誤った実績報告が行われている事例が見受けられた。

そこで、福祉局に対し、こうした誤認識しやすい補助項目について、実効性のある対策の検討を行うなど、法人の誤認識を防ぐための取組を要望した。

【債権管理】

**長期間に渡り、高額な未収金の督促等を行っていないかった。**

地方独立行政法人東京都立病院機構 p. 169

地方独立行政法人東京都立病院機構は、その運営する病院に救急搬送された外国人患者の診療費に係る未収金（2件、計552万余円）について、1件は交渉の相手方である保険会社等に対して1年以上、もう1件は交渉の相手方である患者家族に対して3年以上督促等を行っていないかった。

未収金の回収は、債務者等の現状を把握し、機を逸することなく対応することが必要であることから、法人に対し、未収金の管理に当たり債務者等への対応を適切に行うよう求めた。

【契約（仕様・積算）】

**水銀が使用されている製品等の廃棄に際し、委託が適正に行われていなかった。**

東京交通サーベイス株式会社 p. 141

東京交通サーベイス株式会社は、社内で排出された蛍光管や機密書類等の廃棄処理を委託する契約を行っている。

これらの契約について、契約書に添付するよう定められた産業廃棄物収集運搬業等の許可証の写しがないもの、蛍光管を廃棄する際に委託業者が水銀を含む産業廃棄物の処分業許可を有しているか確認せずに契約しているもの、一般廃棄物にあたる機密書類を産業廃棄物として処理することを委託しているものなど、法令等に照らして適正でない状況であった。

そこで、法令の規定を十分に理解していないことが原因であるとして、会社に対し、廃棄物の処理に係る手続を適正に行うよう求めた。

【会計処理 ( 支出 )】  
**架空取引等防止の観点から組織的な意思決定に基づく支出を行うべきところ、職員の判断で立替払いを行っていた。**

一般財団法人東京マラソン財団 p.120

一般財団法人東京マラソン財団は、財務規程等により、契約書等の支出の根拠書類によって債権者、金額等を確認した上で支出することと定めている。

一方、契約書等の根拠書類がないまま職員が立て替えて支払っており、事後に財団が職員に経費を支払う方法 (以下「職員立替」という。) に係る規程はない。

しかしながら、財団は、2023大会年度 (令和4年7月1日から令和5年6月30日まで) における支出のうち140件、計220万余円について、職員立替により支払を行っていた。

これらの支出は、全てがあらかじめ必要性と必要量の明らかたものであり、職員立替によらない支払が可能である。職員立替によって支払することは、架空取引の計上や不要な取引を防止する観点から、適正でない。

そこで、財団に対し、業務の手順を改め、職員立替による経費の支払を行わないよう求めた。

【その他】

**職員の非行を防止するコンプライアンス研修の内容や頻度などが不十分であり、内部統制の不備につながるおそれがあった。**

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター p.195

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターは、センター運営会議において経営担当理事が内部統制を統括するとともに、内部統制に関する規程により、法令等の遵守に関する研修を実施することとしている。このうちコンプライアンス研修については、法人の倫理規程等により、全職員が5年に1回は受講するしつ研修と位置付けられている。

コンプライアンス研修の内容について見たところ、利害関係者からの金銭の收受などの倫理規程における禁止事項をはじめとして、汚職や非行の防止のために必須の項目が含まれておらず、研修の目的に照らして不十分であった。

また、職員の懲戒処分事案が複数発生しており、5年に1回の受講頻度では十分とは言えないなど、コンプライアンス研修について見直しが必要な状況が見られた。

このような状況は内部統制の不備につながることから、法人に対し、研修の実施方法や内容などについて検討し、内部統制の取組の実効性を確保するよう求めた。

( 別 表 1 ) 指 摘 事 項、意 見・要 望 事 項 一 覧 ( 団 体 別 )

【補助金等交付団体】		指 摘 事 項 ( 件 名 ) ( ※ : 意 見・要 望 事 項 )	頁
No.	区 分		
<b>学校法人70団体 (生活文化スポーツ局、保健医療局、産業労働局)</b>			
1	補助金等	国際化推進補助に係る補助金を返還すべきもの	31
2	補助金等	私立高等学校都内生就学促進補助金を返還すべきもの	32
<b>社会福祉法人46団体 (福祉局)</b>			
3	補助金等	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービスマスター推進事業補助金) (ア)	48
4	補助金等	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービスマスター推進事業補助金) (イ)	48
5	補助金等	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービスマスター推進事業補助金) (ウ)	49
6	補助金等	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービスマスター推進事業補助金) (エ)	50
7	補助金等	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービスマスター推進事業補助金) (オ)	51
8	補助金等	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービスマスター推進事業補助金) (カ)	53
9	補助金等	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービスマスター推進事業補助金) (キ)	54
10	補助金等	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービスマスター推進事業補助金) (ク)	54
11	補助金等	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービスマスター推進事業補助金) (ケ)	55
12	補助金等	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービスマスター推進事業補助金) (コ)	56
13	補助金等	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービスマスター推進事業補助金) (ク)	56
14	補助金等	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービスマスター推進事業補助金) (ク)	57
15	補助金等	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービスマスター推進事業補助金) (ク)	58
16	補助金等	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービスマスター推進事業補助金) (ケ)	59
17	補助金等	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービスマスター推進事業補助金) (ウ)	60
18	補助金等	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービスマスター推進事業補助金) (ウ)	61
19	補助金等	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービスマスター推進事業補助金) (ウ)	63
20	補助金等	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービスマスター推進事業補助金) (ウ)	63
21	補助金等	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービスマスター推進事業補助金) (ウ)	64
22	補助金等	※東京都保育サービスマスター推進事業補助金における法人の認識を防ぐ取組について	65
<b>東京都中小企業団体中央会 (産業労働局)</b>			
23	補助金等	※業界活性化に向けた特別支援後のフォローについて	97
<b>離島航路・航空路補助金等交付5団体 (総務局、港湾局)</b>			
24	補助金等	補助金を返還するとともに補助金額決定の取扱いを適切に定めるべきもの	106
25	補助金等	補助金を返還すべきもの	108

【出資団体】

No.	区分	指摘事項件名	頁
<b>一般財団法人東京マラソン財団 (生活文化スポーツ局)</b>			
26	会計処理 (支出)	(財務に係る事務の統制について) 職員立替による経費の支払を行わないよう業務の手順を改めるべきもの	120
27	収入 (その他)	(財務に係る事務の統制について) 参加料を漏れなく収入していることを確認できるよう事務処理手順を改めるべきものを	122
28	物品管理	(財務に係る事務の統制について) 協賛物品について規程を定めるとともに出納管理を適正に行うべきもの	123
29	その他	(計画的な事業の実施について) 「ONE TOKYO」のマラソンイベントを計画的に行うべきもの	124
30	その他	(計画的な事業の実施について) 方針を定めた上でマラソンイベントにオンラインを設定すべきもの	125
<b>東京交通サービス株式会社 (交通局)</b>			
31	契約 (仕様・積算)	廃棄物の処理を適正に行うべきもの	141
32	契約 (その他)	日常的な維持修繕について契約方法を検討し適切に運用するための規程等を整備すべきもの	142
<b>地方独立行政法人東京都立病院機構 (福祉局、保健医療局)</b>			
33	債権管理	公務災害の補償請求について、地方公務員災害補償基金への請求漏れが発生しないよう進捗管理を適切に行うべきもの	168
34	債権管理	未収金の管理に当たり、債務者等への対応を適切に行うべきもの	169
35	契約 (その他)	修繕契約を適正に行うべきもの	170
36	契約 (履行確認)	業務報告の方法について仕様書に記載するとともに、適切に履行確認すべきもの	171
37	契約 (その他)	院外職員住宅の借上げに当たり今後検討すべきもの	172
<b>地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター (福祉局、保健医療局)</b>			
38	契約 (その他)	特命随意契約の締結に当たり、規程に基づき、相手方を選定した根拠を明確にした上で契約を締結すべきもの	192
39	その他	地震発生時の職員の参集基準について記載の統一を図るべきもの	193
40	その他	コンプライアンス研修について検討し、内部統制の取組の実効性を確保すべきもの	195
<b>地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター (産業労働局)</b>			
41	契約 (その他)	成長産業分野の海外展示会出展に係るアドバイザー業務委託に係る資金についての請求及び概算枚による交付を適切に行うべきもの	232
<b>公益財団法人東京しごと財団 (産業労働局)</b>			
42	その他	敷金相当額の都補助金収入及び外部委託支出に関する会計処理を適正に行うべきもの	251

(別表2) 指摘事項、意見・要望事項一覧 (区分別)

【債権管理 2件】

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
33	公務災害の補償請求について、地方公務員災害補償基金への請求漏れが発生しないよう進捗管理を適切に行うべきもの	地方独立行政法人東京都立病院機構	168
34	未収金の管理に当たり、債務者等への対応を適切に行うべきもの	地方独立行政法人東京都立病院機構	169

【収入 (その他) 1件】

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
27	(財務に係る事務の統制について) 参加料を漏れなく収入していることを確認できるよう事務処理手順を改めるべきもの	一般財団法人東京マラソン財団	122

【契約 (仕様・積算) 1件】

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
31	廃棄物の処理を適正に行うべきもの	東京交通サービス株式会社	141

【契約 (履行確認) 1件】

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
36	業務報告の方法について仕様書に記載するとともに、適切に履行確認すべきもの	地方独立行政法人東京都立病院機構	171



【契約 (その他) 5件】		
No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名
32	日常的な維持修繕について契約方法を検討し適切に運用するための規程等を整備すべきもの	東京交通サービス株式会社
35	修繕契約を適正に行うべきもの	地方独立行政法人東京都立病院 機構
37	院外職員住宅の借上げに当たり今後検討すべきもの	地方独立行政法人東京都立病院 機構
38	特命随意契約の締結に当たり、規程に基づき、相手方を選定した根拠を明確にした上で契約を締結すべきもの	地方独立行政法人東京都健康長 寿医療センター
41	成長産業分野の海外展示会出展に係るプロバイダリ業務委託に係る資金についての請求及び概算払による交付を適切に行うべきもの	産業労働局 地方独立行政法人東京都立産業 技術研究センター

【会計処理 (支出) 1件】		
No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名
26	(財務に係る事務の統制について) 職員立替による経費の支払を行わないよう業務の手順を改めるべきもの	一般財団法人東京マラソン財団

【補助金等 25件】		
No.	指摘事項件名 (※は意見・要望事項)	指摘先の局・団体名
1	国際化推進補助に係る補助金を返還すべきもの	生活文化スポーツ局
2	私立高等学校都内生就学促進補助金を返還すべきもの	学校法人戸板学園
3	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービス推進事業補助金) (ア)	学校法人東京成徳学園
4	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービス推進事業補助金) (イ)	福祉局
5	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービス推進事業補助金) (ウ)	福祉局
6	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービス推進事業補助金) (エ)	社会福祉法人カクタパミ会
7	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービス推進事業補助金) (オ)	福祉局 社会福祉法人菊美会

No.	指摘事項件名 (※は意見・要望事項)	指摘先の局・団体名
8	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービス推進事業補助金) (カ)	福祉局
9	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービス推進事業補助金) (キ)	社会福祉法人敬愛学園
10	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービス推進事業補助金) (ク)	福祉局
11	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービス推進事業補助金) (ケ)	社会福祉法人新川中原保育会
12	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービス推進事業補助金) (コ)	福祉局
13	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービス推進事業補助金) (カ)	社会福祉法人清仁会
14	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービス推進事業補助金) (シ)	福祉局
15	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービス推進事業補助金) (ス)	社会福祉法人聴香会
16	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービス推進事業補助金) (セ)	福祉局
17	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービス推進事業補助金) (ソ)	社会福祉法人東京家庭学校
18	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービス推進事業補助金) (タ)	福祉局
19	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービス推進事業補助金) (チ)	社会福祉法人聴香会
20	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービス推進事業補助金) (ツ)	福祉局
21	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービス推進事業補助金) (テ)	社会福祉法人八晃会
22	※東京都保育サービス推進事業補助金における法人の眼認識を防ぐ取組について	福祉局
23	※業界活性化に向けた特別支援後のフォローについて	産業労働局
24	補助金を返還するとともに補助金額決定の取扱いを適切に定めるべきもの	港湾局 新中央航空株式会社 全日本空輸株式会社
25	補助金を返還すべきもの	港湾局 東海汽船株式会社

【物品管理 1件】

№	指図書事項件名	指図書先の局・団体名	頁
28	（財務に係る事務の統制について）協賛物品について規程を定めるとともに出納管理を適正に行うべきもの	一般財団法人東京マラソン財団	123

【その他 5件】

№	指図書事項件名	指図書先の局・団体名	頁
29	（計画的な事業の実施について）「ONE TOKYO」のマラソンイベントを計画的に行うべきもの	一般財団法人東京マラソン財団	124
30	（計画的な事業の実施について）方針を定めた上でマラソンイベントにオアションを設定すべきもの	一般財団法人東京マラソン財団	125
39	地震発生時の職員の参集基準について記載の統一を図るべきもの	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	193
40	コンプライアンス研修について検討し、内部統制の取組の実効性を確保すべきもの	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	195
42	敷金相当額の都補助金収入及び外部委託支出に関する会計処理を適正に行うべきもの	公益財団法人東京しごと財団	251

（参考）東京都政策連携団体及び公の施設の指定管理者について

- 東京都政策連携団体  
 都では、事業活動範囲が主に都内であるもの又は事業活動目的が主に都内の発展に寄与するものであり、かつ、都が展開する政策の一端を担うなど、主体的に都と事業協力を行う団体であって、「東京都政策連携団体の指導監督等に関する基準」（平成31年3月19日付30総行基監第93号）において定める要件を満たす団体を事業協力団体と位置付けている。  
 事業協力団体のうち、都と協働して事業等を執行し、又は提案し、都と政策実現に向け連携するなど、特に都政との関連性が高い団体で、全庁的に指導監督を行う必要がある団体を「東京都政策連携団体」と位置付けている。

- 公の施設の指定管理者の管理運営状況評価  
 都では、民間のノウハウを広く活用し、公の施設を効率的・効果的に運営するため、法第244条の2第3項に基づき、民間事業者を指定して公の施設の管理運営を行わせている。  
 都における公の施設の指定管理者の管理運営状況に関する評価は、「東京都指定管理者制度に関する指針」（令和3年4月1日施行）に基づき、都と指定管理者とが協定で合意した管理業務の実施及び安全管理、関係法令の遵守、個人情報保護といった指定管理者が行うべき事項について確認すること等により、都民サービスの一層の向上を図っていくことを目的としている。

管理運営状況評価は、一次評価及び二次評価を経た上で、総合評価により確定する。  
 一次評価は、施設の管理運営において求める水準を定めた所管局が、確認項目に基づき具体的にその成果を評価するものである。  
 二次評価は、外部の視点を活用して指定管理者の管理運営状況を客観的・専門的に評価するため、所管局が設置した評価委員会が行うものである。  
 その上で、所管局が一次評価結果及び二次評価結果に基づいて総合評価を決定する。

なお、二次評価は、次の4段階で決定する。

評価区分	内容
S	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
B	管理運営が良好であった施設
C	管理運営に良好ではない点が認められた施設

### 第3 補助金等交付団体別監査結果

学校法人70団体

第1 監査の目的  
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助の目的に沿って適切に行われているかを監査する。  
 あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

#### 第2 監査の対象

##### 1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	私立学校の経常的経費を対象とした補助金を交付している590団体のうち、学校法人70団体 (表1及び表2のおり)	令和6年9月10日から 同年10月9日まで (詳細は表1のおり)	令和4年度及び 令和5年度の 補助対象事業
局	生活文化スポーツ局、 保健医療局及び産業労働局	令和6年9月9日、同年 10月10日及び11日	

(表1) 監査対象学校法人及び実地監査期間

監査年月日	学校法人名	学校法人名	学校法人名
令和6年9月10日	大沼学園	明泉幼稚園	山縣学園
令和6年9月11日	武蔵野平安学園	伸びる会学園	有馬学園
令和6年9月12日	東洋英和女学院	桜美林学園	上野塾
令和6年9月17日	品川女子学院	豊島岡女子学園	藤華学院
令和6年9月18日	関東国際学園	アゼリ一学園	成蹊学院
令和6年9月19日	保隣教育財団	日本大学第二学園	鷗友学園
令和6年9月24日	清明学園	星美学園	日本学園
令和6年9月25日	文京学院	星華学園	—
令和6年9月26日	北豊島学園	光菴女子学園	晃華学園
令和6年9月27日	田口学園	立教学院	大成学園
令和6年9月30日	根津育英会武蔵学園	東京女学館	駒込学園
令和6年10月1日	渋谷教育学園	女子学院	開智学園
令和6年10月3日	文教大学	明治大学	芦田学園
令和6年10月4日	文京美術大学	東京成徳学園	駒澤大学
令和6年10月7日	郁文館夢学園	本郷学園	大妻学院
令和6年10月8日	武蔵野学院	まんとみ学園	小野学園
令和6年10月9日	真那大学	戸板学園	大森学園
令和6年10月9日	真那大学	堀越学園	矢野学園

(表2) 監査対象とした補助金の交付状況

区分	団体数	補助金交付額	
		令和4年度	令和5年度
今回監査対象	(A) 70	33,819	33,281
全	(B) 590	147,146	144,233
比	(A/B)	11.9	23.0

(単位：百万円、%)

2 団体の概要  
 学校法人は、私立学校法（昭和24年法律第270号）により設立された法人であり、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、私立学校を設置し、運営している。  
 監査対象とした各団体の学校（161校）は、表3のとおりである。

(表3) 監査対象とした学校名及び定員

(単位：校、人)

学校法人名	学校数	学校名	定員	学校名	定員
大妻学院	6	大妻高等学校 大妻中野高等学校 大妻多摩中学校	840 663 420	大妻多摩高等学校 大妻中学校	420 840
女子学院	2	女子学院高等学校 女子学院中学校	720 720	女子学院中学校 女子学院中学校	720 720
明治大学	2	明治大学付属明治高等学校 芝高等学校	750 1,050	明治大学付属明治中学校 芝中学校	450 900
芝学園	2	三田国際学園高等学校 三田国際学園中学校	564 570	三田国際学園中学校 東洋英和女学院中部	480 570
東洋英和女学院	4	東洋英和女学院高等部 東洋英和女学院小学部	480 1,080	東洋英和幼稚園 郁文館中学校	130 150
保隣教育財団	1	保善高等学校	882	郁文館グローバル高等学校	150
郁文館夢学園	3	郁文館中学校	600	駒込中学校	360
駒込学園	2	駒込高等学校 文京学院大学女子高等学校	1,080 735	文京学院大学女子中学校	360
文京学院	3	文京学院大学文京幼稚園	180		
明昭学園	1	岩倉高等学校	1,500		
小野学園	4	品川翔英高等学校 品川翔英小学校	1,350 240	品川翔英中学校 品川翔英幼稚園	300 640
品川女子学院	2	品川女子学院高等部 品川エトワール女子高等学校	675 903	品川女子学院中部 エトワール幼稚園	600 420
藤華学院	2	文教大学付属高等学校 文教大学付属小学校	810 300	文教大学付属中学校 文教大学付属幼稚園	600 180
文教大学学園	4	文教大学付属高等学校 自由ヶ丘学園高等学校	810 900	文教大学付属幼稚園 東京実業高等学校	180 1,485
自由ヶ丘学園	1	自由ヶ丘学園高等学校	810		
上野塾	2	東京高等学校 大森学園高等学校	1,080 750	駒場東邦中学校	750
大森学園	1	大森学園高等学校	1,080	清明学園初等学校	480
東邦大学	2	駒場東邦高等学校 清明学園中学校	750 360	清明学園初等学校	480
清明学園	3	清明学園中学校	180		
鷗友学園	2	鷗友学園女子高等学校 国本女子高等学校	660 900	鷗友学園女子中学校 国本女子中学校	660 240
国本学園	4	国本女子高等学校 国本小学校	300 300	国本幼稚園	400
駒澤大学	1	駒澤大学高等学校	1,500		
日本学園	2	日本学園高等学校 関東国際高等学校	840 1,080	日本学園中学校	360
関東国際学園	1	関東国際高等学校	1,080		
渋谷教育学園	3	渋谷教育学園渋谷高等学校 渋谷幼稚園	540 160	渋谷教育学園渋谷中学校	525
東京女学館	3	東京女学館高等学校 東京女学館小学校	810 480	東京女学館中学校	720
宝仙学園	4	宝仙学園高等学校 宝仙学園小学校	735 420	宝仙学園中学校 宝仙学園幼稚園	405 315

(表3) 監査対象とした学校名及び定員（続き）

(単位：校、人)

学校法人名	学校数	学校名	定員	学校名	定員
堀越学園	3	堀越高等学校 頼明館中学校 光塩女子学院高等科	1,080 540 450	頼明館高等学校 光塩女子学院中等科 光塩女子学院幼稚園	540 450 300
光塩女子学園	5	光塩女子学院初等科 光塩女子学院日野幼稚園	600 380	光塩女子学院附属高等学校 女子美術大学付属中学校	405 405
女子美術大学	2	女子美術大学付属高等学校 日本大学第二高等学校	600 1,485	女子美術大学付属中学校 日本大学第二中学校	405 720
日本大学第二学園	2	日本大学第二高等学校	1,485		
豊島岡女子学園	2	豊島岡女子学園高等学校 本郷高等学校	1,080 1,245	豊島岡女子学園中学校 本郷中学校	720 1,080
本郷学園	3	本郷高等学校 もみじ幼稚園 立教池袋高等学校	1,245 210 380	立教池袋中学校 立教小学校	360 720
立教学院	3	立教小学校 立教池袋高等学校 女子聖学院高等学校	380 600 600	立教池袋中学校 聖学院高等学校 女子聖学院中学校	360 585 585
聖学院	6	女子聖学院中学校 聖学院小学校 サレジオ国際学園高等中学校	480 480 450	聖学院幼稚園 サレジオ国際学園中学校 サレジオ国際学園世田谷高等学校	140 450 270
星美学園	7	星美学園小学校 星美学園幼稚園 星美学園高等学校 成徳幼稚園	720 240 1,680 276	サレジオ国際学園目黒星美小学校 星美学園小学校 東京成徳大学中学校 東京成徳大学高等学校	270 720 480 480
東京成徳学園	3	成徳幼稚園 武蔵野高等学校 北豊島高等学校	276 1,200 480	武蔵野中学校 北豊島高等学校(通信制)	360 2,400
武蔵野学院	2	武蔵野高等学校 北豊島中学校	1,200 360		
北豊島学園	4	北豊島高等学校 東京家政大学附属女子高等学校 幼稚園型認定こども園東京家政大学附属みどりヶ丘幼稚園	480 1,080 140	武蔵中学校 八王子実践中学校 成蹊中学校	480 120 801
根津育英会武蔵学園	2	武蔵高等学校 八王子実践高等学校	480 1,680		
矢野学園	3	八王子実践幼稚園 成蹊高等学校 成蹊小学校	240 966 720	八王子実践中学校 成蹊中学校	120 801
成蹊学園	3	成蹊高等学校 大成高等学校 明星学園高等学校	966 720 810	成蹊中学校 明星学園中学校	801 540
大成学園	1	大成高等学校	720		
明星学園	3	明星学園小学校 明星小学校 明星高等学校	810 480 1,932	明星学園小学校 明星幼稚園 明星中学校	310 310 1,032
明星学苑	4	明星小学校 晃華学園高等学校 晃華学園小学校	480 405 582	明星幼稚園 晃華学園中学校 晃華学園ベリテの園幼稚園	405 405 200
晃華学園	5	晃華学園高等学校 晃華学園晃華幼稚園 桜美林高等学校	260 960 160	晃華学園小学校 晃華学園ベリテの園幼稚園 桜美林中学校	200 480 480
桜美林学園	3	晃華学園晃華幼稚園 桜美林高等学校 開智日本橋学園高等学校	960 160 390	晃華学園小学校 晃華学園ベリテの園幼稚園 開智日本橋学園中学校	480 480 390
開智学園	2	開智日本橋学園高等学校	390		

(表3) 監査対象とした学校名及び定員(続き)

学校法人名	学校数	学校名	定員
伸びる会学園	1	伸びる会幼稚園	360
まんとみ学園	1	まんとみ幼稚園	200
大沼学園	1	東京幼稚園	315
川島学園	1	あかいとり幼稚園	400
アゼリー学園	2	なぎさ幼稚園	380
		江戸川幼稚園	380
武蔵野平安学園	1	栄光幼稚園	315
明泉幼稚園	1	明泉幼稚園	320
山陽学園	1	北山幼稚園	350
高城学園	1	立飛台幼稚園	310
立華学園	1	立華幼稚園	240
荒畑学園	1	なおい幼稚園	280
清瀬学園	1	きよせ幼稚園	320
有馬学園	1	緑ヶ丘幼稚園	420
浅間学園	1	浅間幼稚園	210
田口学園	1	江戸田幼稚園	240
鹿野学園	1	鹿野幼稚園	320
町山学園	1	幼稚園	381
芦田学園	1	唯幼稚園	385
西川学園	1	落合幼稚園	400
栄学園	1	さかえ幼稚園	420

(単位: 校 人)

3 補助金の概要

都は、私立学校の教育条件の維持や向上、私立学校在学する児童、生徒及び幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めるため、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)及び東京都私立学校教育助成条例(昭和53年東京都条例第10号)に基づき、私立学校経常費補助金交付要綱等により、学校法人に対して補助金を交付している。

(1) 経常費補助金

私立学校等への補助金額の大半を占めているのは、表4のとおり、私立学校経常費補助金であり、教職員の人件費、教育研究経費、管理経費及び設備費を補助対象としており、一般補助及び特別補助からなっている。

一般補助とは、各学校の基礎数値(学級数、教職員数、幼児(生徒)数等)に学校割単価、学級割単価、教職員割単価、幼児(生徒)割単価の各補助単価を乗じて算出した額に基づき交付するものである。

特別補助とは、特定の目的のために補助を行うものであり、個別の補助項目ごとに算出した額に基づき交付するものである。特別補助には、地域教育事業補助、授業料減免制度に基づく補助、40人学級編成推進に係る補助等がある。

(2) その他補助金

表4のとおり、私立幼稚園預かり保育推進補助金や私立高等学校都内生徒学促進補助金等の個別の要綱に基づき交付する補助金がある。

(3) 監査対象団体に対する補助金の交付額

今回、監査対象とした学校法人70団体に対する補助金別の交付額は、表4のとおり、令和4年度が33.8億3,203万5千円、令和5年度が33.2億8,539万5千円であり、団体別の補助金交付額は、表5のとおりである。

(表4) 監査対象団体に対する補助事業別の交付額

(単位: 千円)

補助事業名及び補助の概要	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 私立学校経常費補助金	28,018,817	28,239,767	28,645,266
2 私立特別支援学校等経常費補助金	27,897,088	28,120,174	28,505,685
3 私立通信制高等学校経常費補助金	116,816	114,464	134,064
その他補助金	4,913	5,128	5,516
4 私立幼稚園特別支援教育事業費補助金	5,053,042	5,592,267	4,640,126
5 産業・理科教育施設整備・備置費補助金	3,136	2,976	2,352
6 私立学校安全対策促進事業費補助金	15,737	15,638	14,314
7 私立幼稚園預かり保育推進補助金	57,717	202,762	1,992
8 私立高等学校都内生就学生促進補助金	63,158	64,315	64,806
9 私立幼稚園等環境整備費補助金	101,953	96,171	104,462
10 私立幼稚園等特色教育等推進補助金	8,993	8,937	6,337
11 私立幼稚園等教育体制支援事業費補助金	120	620	1,120
12 園務改善のためのICT化促進に係る園務改善のためのICT化促進に係る補助	1,500	2,612	1,873
13 私立幼稚園教育水準向上支援事業費補助金	5,814	8,281	8,883
14 私立学校光熱費高騰緊急対策事業費補助金	—	522,697	—
15 私立専修学校教育環境整備費補助金	200	200	—
16 私立高等学校等就学支援金学校事務費補助金	56,799	64,655	72,765
17 私立高等学校等就学支援金	4,734,421	4,582,740	4,325,941
18 私立学校等結核予防費補助金(注1)	3,493	3,480	3,601
19 保育園等による木育活動の支援事業費補助金(注2)	—	8,654	—
合計	33,071,860	33,832,034	33,285,393

(注1) 保健医療局所管補助金  
(注2) 産業労働局所管補助金

(表5) 団体別補助金交付額

(単位: 千円)

No	学校法人名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		経常費補助金	その他補助金	経常費補助金	その他補助金	経常費補助金	その他補助金
1	大妻学院	1,366,781	1,111,617	1,478,398	1,362,640	1,506,575	1,367,595
2	女子学院	427,297	18,620	445,917	437,933	463,694	439,795
3	明治大学	413,038	56,446	469,484	419,159	61,722	480,882
4	戸板学園	595,553	34,116	629,670	607,242	45,908	653,150
5	東洋英和女学院	419,692	38,688	458,380	422,853	40,514	463,367
6	保護教育財団	362,357	105,223	467,581	346,759	113,427	460,186
7	柳文館学園	606,796	115,912	722,709	642,926	113,664	756,590
8	駒込学園	569,692	165,550	735,243	560,619	188,678	749,297
9	文京学院	434,685	78,769	512,854	432,045	78,103	510,149
10	小野学園	509,804	169,180	708,985	616,386	183,649	800,036
11	品川女子学院	457,205	34,005	491,210	443,167	241,141	684,308
12	藤華学院	384,810	153,053	537,863	392,979	161,775	554,755
13	文教女子学園	581,143	80,582	661,726	590,732	98,675	689,407
14	自由ヶ丘学園	320,982	132,089	453,071	316,471	112,765	429,237
15	上野塾	720,851	502,974	1,023,826	739,849	313,924	1,053,773
16	大森学園	442,368	142,904	585,272	440,474	156,265	596,740
17	東邦大学	494,437	19,035	513,473	494,499	29,593	524,093
18	清明学園	224,280	1,190	225,470	227,306	2,293,342	224,856
19	鶴友学園	465,888	22,234	488,123	472,296	31,354	503,651
20	日本学園	419,734	36,195	455,929	392,768	31,912	424,681
21	駒澤大学	451,615	182,901	634,516	453,163	191,268	644,432
22	日本学園	371,850	83,306	455,356	376,921	82,672	459,594
23	関東国際学園	455,063	215,262	670,626	437,575	206,647	641,122
24	渋谷谷学園	449,003	27,498	476,492	443,312	32,889	475,902
25	東京女子館	600,909	28,908	629,817	611,472	43,947	655,420
26	宝仙学園	653,412	85,188	738,600	645,873	95,006	740,879
27	桐越学園	806,125	248,824	1,054,949	822,030	250,203	1,072,233
28	日本女子学園	508,147	23,068	531,215	519,029	33,842	552,872
29	女子美術大学	362,486	70,049	432,535	366,772	70,839	437,612
30	女子大学第二学園	688,357	166,784	855,142	689,666	123,360	813,027
31	豊島岡女子学園	586,035	53,370	639,606	576,345	56,988	633,334
32	本那学院	626,994	56,205	683,200	645,475	58,333	703,808
33	立教学院	356,351	23,964	380,316	366,419	32,426	398,846
34	聖学院	872,112	75,578	947,691	888,838	89,665	978,403
35	星美学園	889,718	41,211	930,929	914,694	63,113	978,407
36	東京成徳学園	729,320	185,908	915,228	754,846	220,104	974,950
37	武蔵野学院	467,215	147,253	614,468	430,674	145,894	576,569
38	北豊島学園	288,666	71,804	360,470	287,873	68,325	356,199
39	慶応義塾大学	392,213	89,147	481,361	404,625	94,754	499,379
40	横浜青英会武蔵学園	303,660	23,160	326,820	300,600	27,722	330,372
41	矢野学園	692,303	291,929	984,232	705,296	277,449	982,645
42	大成学園	702,383	36,325	738,708	708,739	59,110	767,850
43	明星学園	473,913	216,245	690,159	472,393	225,041	697,435
44	明星学園	581,536	97,304	678,840	602,116	120,609	722,725
45	明星学苑	949,954	175,491	1,125,445	936,898	172,705	1,109,604
46	明星学苑	—	—	—	—	—	—

(表5) 団体別補助金交付額(続き)

No.	学校法人名	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		経常費補助金	その他補助金	計	経常費補助金	その他補助金	計	経常費補助金	その他補助金	計
48	晃華学園	491,106	22,713	513,819	497,959	35,627	533,587	514,322	28,286	542,608
49	桜美林学園	566,980	132,844	699,825	526,394	132,045	658,440	552,852	101,587	654,440
50	開智学園	378,792	44,378	423,171	376,830	44,941	421,772	382,859	34,169	417,029
51	伸びる会学園	47,060	4,461	51,521	46,306	6,667	52,973	48,495	2,483	50,978
52	まんとみ学園	62,778	666	63,444	50,715	613	51,328	53,448	3,008	56,456
53	大沼学園	45,500	5,056	50,556	51,390	6,856	58,246	51,844	6,219	58,063
54	川島学園	53,809	5,044	58,853	6,520	6,520	12,040	55,115	7,209	62,324
55	フゼリー学園	76,330	1,097	77,427	74,110	4,184	78,294	74,213	4,712	78,925
56	武蔵野平安学園	55,669	—	55,669	53,216	1,546	54,762	56,728	3,114	59,842
57	明泉幼稚園	39,474	4,086	43,560	31,811	3,798	35,609	33,408	3,304	36,712
58	山藤学園	78,369	1,480	79,849	68,888	2,331	71,219	72,994	3,304	76,298
59	高城学園	63,476	1,947	65,423	62,285	2,266	64,551	60,287	3,114	63,381
60	立華学園	42,780	784	43,564	43,060	1,210	44,270	48,723	1,637	50,360
61	荒畑学園	37,470	3,380	40,850	36,371	4,389	40,760	38,831	4,233	43,064
62	清瀬学園	62,964	1,750	64,714	70,385	8,366	78,751	74,547	5,050	79,597
63	有馬学園	64,607	4,506	69,113	68,477	5,203	73,680	70,566	4,181	74,747
64	浅間学園	63,147	1,510	64,657	68,477	5,203	73,680	70,566	4,181	74,747
65	田口学園	50,214	281	50,495	50,841	1,619	52,460	51,930	1,777	53,707
66	龍野学園	77,277	666	77,943	79,410	1,572	80,982	80,989	3,080	83,979
67	阿山学園	9,408	120	9,528	9,408	5,757	15,165	7,840	6,200	8,460
68	戸田学園	61,848	1,000	62,848	61,259	2,583	63,842	69,540	3,184	72,724
69	西川学園	69,046	666	69,712	65,813	2,835	68,648	68,614	2,864	71,478
70	栄学園	4,704	3,590	8,294	2,352	3,929	6,281	2,352	500	2,852

(単位：千円)

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

経常費補助金のうち、一般補助については、主に、補助金算定の基礎となる教員数、生徒数、学級数等が正確か、特別補助については、補助対象となる事業の実施状況について根拠書類により確認した。

その他の補助対象事業については、主に、補助金額が適正か、その目的に沿って適切に行われているかなどに着目して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

2 指摘事項

(1) 国際化推進補助に係る補助金を返還すべきもの

生活文化スポーツ局は、私立学校経常費補助金交付要綱(昭和53年7月3日53総学一第198号総務局長決定。以下「要綱」という。)に基づき、私立学校経常費補助金において、私立高等学校等における国際理解教育を推進するため、国際化推進補助を行っている。このうち、帰国子女等の受入れについては、海外に在留していた生徒又は児童の受入れを行った学校法人に対し、帰国子女1人当たり9万円の補助金を交付している。

要綱によると、表6のとおり、5月1日を基準日として、帰国後3年以内の者を補助対象とするとしている。

ところで、局は、毎年度、教職員数や帰国子女等の受入状況等、経常費補助金の算定に必要な実績を、「私立学校教育助成金調査表(B表)」(以下「B表」という。)により調査している。

そこで、学校法人戸板学園が設置している三田国際学園高等学校における帰国子女等の受入れについてB表を見たところ、令和4年度において補助対象とした8名の生徒のうち1名が平成31年3月に帰国しており、帰国後3年を超えているにもかかわらず、法人は補助対象に算入しており、適正でない。

この結果、補助金9万円が過大に交付されている。

また、局は、法人から提出されたB表を参照することで、1名が補助対象外であることが確認できるにもかかわらず、補助金額の算定に当たり、これを看過しており、適正でない。

法人は、過大に交付された補助金を返還された。

局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、法人に対し、補助金の返還を求められた。

(学校法人戸板学園)  
(生活文化スポーツ局)

(表6) 帰国子女等の受入れに係る補助対象となる生徒の要件(令和4年度)

1	令和4年5月1日現在、私立高等学校に在籍し、日本国籍である者
2	海外に在留していた者又は在留している者を保護者とする者
3	引き続き1年を超え居る期間海外に在留していた者
4	令和4年5月1日現在、帰国後3年以内の者(令和元年5月1日以降に帰国した者)

(2) 私立高等学校都内生就学促進補助金を返還すべきもの

生活文化スポーツ局は、都内公立中学生に対する就学促進と広く生徒募集等に係る広報活動の推進に資するため、表7のとおり、「私立高等学校都内生就学促進補助金」を都内公立中学校出身者数に補助単価を乗じる等により私立高等学校に交付している。  
 ここで、学校法人東京成徳学園が設置している東京成徳大学高等学校における補助金について見たところ、補助対象人数に、都内公立中学校出身者以外の4名が含まれており適正でない。この結果、表8のとおり、令和5年度において6万8,400円が過大に交付されている。  
 法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。

(学校法人東京成徳学園)

(表7) 私立高等学校都内生就学促進補助金

対象経費	補助金の額の算定		補助単価 (生徒割単価)
	都内公立中学校出身者数に補助単価を乗じた額	生徒募集等に係る広報活動を行っている学校に対する学校割単価	
私立高等学校の都内公立中学生に対する就学促進に要する経費			17,100
広く生徒募集等に係る広報活動の促進に要する経費			(学校割単価) 210,000

(表8) 補助金の過大交付額

年度	学校割単価 (a)	生徒割単価 (b)	補助対象人数(c)		補助額(a)+(b)×(c)		差額
			(総)	(正)	(総)	(正)	
令和5年度	210,000	17,100	316	312	5,613,600	5,545,200	68,400

(単位：人、円)

株式会社 TOKYO GLOBAL GATEWAY

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助の目的に沿って適切に行われているかを監査する。  
 あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	株式会社 TOKYO GLOBAL GATEWAY	令和6年10月16日及び 同月18日	令和4年度及び令和5年度 の補助対象事業
局	教育庁	令和6年10月15日及び 同月21日	

2 団体の概要

設立の目的	東京都教育委員会との協定に基づき、グローバル人材を育成するための教育センターの企画開発、サービス提供、管理運営等の事業を実施することを目的として設立
主な沿革	平成29年2月 設立 平成30年9月 TOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEAN（江東区青海）開設 令和5年1月 TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS（立川市）開設
事業の概要	英語を使用した体験的・実践的なプログラムの提供を行う施設の整備・運営
所在地	東京都江東区青海二丁目4番32号
組織	教育サービス部、ワークデザイン部、事業開発推進部、多摩エリア運営部
人員	役員9名（代表取締役1名、取締役7名、監査役1名）（うち非常勤取締役6名、非常勤監査役1名）、従業員34名（注3）
都との関係	補助金（表1） 680,066千円（令和4年度交付額） 446,667千円（令和5年度交付額） 57,860千円（令和4年度委託料） 41,545千円（令和5年度委託料）

(注1) 上記数値等は令和6年3月31日現在



(注2) 網掛け部分が監査対象となる。  
 (注3) このほか、イングリッシュスペースである外国人スタッフ等が臨時従業員として341名を籍している。

3 補助金の概要

都は、TOKYO GLOBAL GATEWAY 事業施設賃料補助金交付要綱 (平成31年4月1日最終改正) 等に基づき、表1のとおり、団体が実施する TOKYO GLOBAL GATEWAY 事業が円滑かつ安定的に実施されることを目的として、団体に對し補助金を交付している。交付の対象となる経費は、施設の賃料及び開業までに発生した施設改修経費である。

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
TOKYO GLOBAL GATEWAY 事業施設賃料補助金	TOKYO GLOBAL GATEWAY 事業施設賃料補助金交付要綱	賃貸借契約に基づき事業者が負担する賃料(共益費を含む。)(10/10)	269,363	269,363	269,383
多摩地域における体験型英語学習施設整備・運営事業施設賃料補助金	多摩地域における体験型英語学習施設整備・運営事業施設賃料補助金交付要綱	賃貸借契約に基づき事業者が負担する賃料(共益費を含む。)(10/10)	8,102	177,304	177,304
多摩地域における体験型英語学習施設整備・運営事業施設改修経費補助金	多摩地域における体験型英語学習施設整備・運営(仮称)事業施設改修経費補助金交付要綱	施設開業までに事業者が負担する費用のうち、設計図書等の作成に係る費用、工事請負・工事監理等に係る費用、什器・備品購入に係る費用(9/10)	27,601	233,399	
合計			305,066	680,066	446,667

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

株式会社 TOKYO GLOBAL GATEWAY (以下「会社」という。)の事業について、主に、補助の目的に沿って適切に行われているかなどに着目して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(1) 事業実績

庁は、国際社会で活躍できるグローバル人材育成に向けた様々な取組を行っており、その一環として、いわゆる「英語村」(国内にいなからにして、外国とほぼ同様な環境の中で英語学習を行う施設)を東京都内に新たに開設することとした。施設整備や学習プログラムの提供等に当たっては、民間事業者のアイデア、ノウハウ等を十分に生かせるよう、庁は、企画提案方式により事業者を公募し、選定された事業者が主体的に施設の整備・運営を行い、庁は事業者に対し、補助金の交付等の支援を行うこととした。

その結果、株式会社学研ホールディングスを筆頭とする5者のグループ(注)が選定され、同グループは平成29年2月に本事業を実施するための株式会社を設立し、平成30年9月に体験型英語学習施設「TOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEAN」を江東区青海に開設した。

本施設は、庁が掲げる事業目的の一つである、児童・生徒が英語を使用する楽しさや必要性を体感でき、英語学習の意欲向上のきっかけ作りとなる環境の提供を目指して整備されている。プログラム構成としては、レストランや飛行機内等の擬似空間で、海外で遭遇し得る多様な場面を再現し、英語でのやりとりを体験できるもの(「アトラクション・ゾーン」と、グループによる「アインケーションや制作等の共同作業を通じて、英語で各テーマについて学ぶことができるもの(「アトラクション・ゾーン)」とがあり、いずれも、英語漬けの環境の中で、利用者が英語によるコミュニケーションの成功体験が得られるとしている。

また、庁は、このような体験的・実践的なプログラムを、東京都内の可能な限り多くの児童・生徒に対し、安価な料金で提供することも事業目的として掲げている。そのため、本施設利用の予約に際しては、都内の児童・生徒による学校団体が優先的に受け付けられ、料金体系においても、都内の学校団体利用がより安価に設定されている。

その後、庁は、「未来の東京」戦略ビジョンにおいて、多摩地域での体験型英語学習施設を整備することとし、企画提案方式による公募を経て、会社を事業者として選定し、会社は、令和5年1月に多摩地域における体験型英語学習施設「TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS」を立川市に開設した。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、利用者数が一時減少したものの、年々認知度が上がり、立川市の施設開業効果も相まって、令和4年度における学校団体利用人数は約1.3万人、令和5年度においては約1.5万人(いずれの年度においても、東京都内に所在する学校の児童・

生徒数は約8割）と、利用は拡大している。

また、アンケート結果によると、両施設を利用した児童・生徒の約9割が「楽しかった」、「今後の英語学習の刺激になった」と回答しており、引率した教員に対するアンケート結果においても、「生徒がいきいきと楽しそうに話している姿が見られた」、「スタッフの生徒への声かけ、接し方が授業を進める上でも参考になった」等、教員にとっても有意義な体験となっていることから分かる意見が寄せられている。

利用者数は順調に増加しており、今後も、スタッフ（特に外国人のイングリッシュスピーカー）を適切に確保する必要がある。また、実際に利用する児童・生徒一人ひとりの英語力には違いがあるため、スタッフには、きめ細かに対応できる指導力やサポート力が求められる。そのため、会社には、イングリッシュスピーカーとなるスタッフの確保及び質の維持・向上に向けた取組を進めていくことが望まれる。

（注）構成員は、株式会社学研ホールディングス、株式会社市進ホールディングス、株式会社エデュレーショナルサービス、一般財団法人英語教育協議会、株式会社博報堂

参考資料


（表2）施設・運営の概要

区分	TOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEAN	TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS
所在地	東京都江東区青海二丁目4番32号	東京都立川市緑町3番1号
建物名称	タイムズ24ビル	GREEN SPRINGS
建物所有者 (注1)	株式会社東京ビッグサイト	株式会社立飛ストラテジーラボ
施設面積	1階：約1,124㎡ 2階：約2,752㎡ 3階：約3,090㎡ 合計：約6,966㎡	E1棟4階：約817㎡ W2棟3階：約569㎡ 合計：約1,385㎡
最大同時収容人数	約900人	約320人
運営期間	平成30年9月1日から 令和11年3月31日まで	令和5年1月16日から 令和14年12月28日まで
営業日時	学校団体利用：休館日を除く平日及び土曜日の9時から17時まで 一般利用（注2）：主に日曜日（月1回程度）の10時から17時まで	学校団体利用：休館日を除く平日及び土曜日の9時から17時まで 一般利用（注2）：主に日曜日（月1回程度）の10時から17時まで
休館日	年間概ね20日間程度（毎月1回月曜日(注3)）	
利用方法	学校団体利用：WEB予約（都内に所在する学校団体を優先） 一般利用：WEB予約	

（注1）会社は、それぞれの建物所有者と賃貸借契約を締結している。

（注2）一般利用については、学校団体利用に支障を来さない範囲内でプログラムを実施している。

（図1）施設内の部屋の例

TOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEAN	TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS
	
リアルな造形により、海外のレストランに在るかのような雰囲気演出（出典：「TOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEAN Program Catalog」）	壁に映像を映し出すことで、一つの部屋で異なるプログラムに対応できる部屋も設置（出典：「TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS Program Catalog」）

(表3) 利用料金(学校団体利用における児童・生徒1人当たりの税込料金) (単位:円)

利用区分	都内			都外		
	小学生	中学生	高校生	小学生	中学生	高校生
半日コース	2,970	3,190	3,190	4,070	4,290	4,290
1日コース	5,940	6,380	6,380	8,140	8,580	8,580

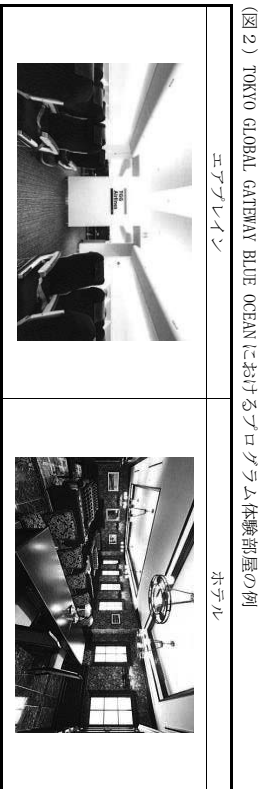
(注) 一般利用の場合は、プログラムごとに料金を設定

(表4) 主な学習プログラム

プログラム名	体験の例
エアアレイン	飛行機内で、雑誌や飲み物、トランケットなどのアイテムを入手する。
レストラン	トッピングやドリンクング、サイドオーダー等も含めて、希望の食べ物や飲み物を注文する。
ホテル	部屋のサイズやベッド数、窓から見える景色などの要望を伝える。
プログラミングを体験しよう	グループでプログラミング用ロボットを用い、どのようにコードを修正したらよいかデザインカッソンを行う。
ダンスパフォーマンスをしよう(注1)	体の部位や方向、動きなどの語彙をふんだんに使いながら、基本ステップを学んだ後、グループごとにダンスをつくり、発表し合う。
水の循環プロジェクト(注2)	多摩地域の水を世界にPRするプレゼンテーションを考え、グループ内で発表する。

(注1) TOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEANのみ実施

(注2) TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGSのみ実施



(出典: 「TOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEAN Program Catalog」)

(表5) 学校団体の利用状況 (単位: 上段は校、下段は人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	累計
TOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEAN	382	864	353	884	1,430	1,290	5,203
TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS	45,245	77,164	33,508	82,542	121,274	115,522	475,255
合計	382	864	353	884	1,539	1,623	5,645
	45,245	77,164	33,508	82,542	129,363	146,650	514,472

社会福祉法人（子供分野）

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助の目的に沿って適切に行われているかを監査する。あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実施監査期間	監査の範囲
団体	保育所を有する社会福祉法人アストリー など26 団体46 施設	令和6年4月18日及び令和6年9月13日から同年10月22日まで (詳細は表1のとおり)	令和4年度及び令和5年度の補助対象事業
局	福祉局	令和6年9月9日及び同年10月23日	

(表1) 監査対象団体及び団体別実施地監査期間

監査日	団体名	実施地
4月18日	社会福祉法人黒潮社	—
9月13日	社会福祉法人上智社会事業団	—
9月17日	社会福祉法人菊美会	—
9月18日	社会福祉法人清仁会	—
9月20日	社会福祉法人アストリー	社会福祉法人郷社社
9月25日	社会福祉法人ちとせ交友会	—
9月27日	社会福祉法人新川中原保育会	—
9月27日	社会福祉法人樺澤会	—
9月30日	社会福祉法人カタバミ会	—
10月2日	社会福祉法人厚生福祉会	—
10月7日	社会福祉法人あゆみ会	社会福祉法人人見会
10月8日	社会福祉法人清朗会	—
10月9日	社会福祉法人豊香会	—
10月10日	社会福祉法人泉湧く家	社会福祉法人藤澤福祉会
10月11日	社会福祉法人東香会	社会福祉法人人見会
10月15日	社会福祉法人ひまわり会	社会福祉法人武蔵村山正徳会
10月21日	社会福祉法人至愛協会	社会福祉法人徳育会
10月22日	社会福祉法人かしのみ福祉会	社会福祉法人敬愛学園
		社会福祉法人東京家庭学校

2 団体の概要

社会福祉法人アストリーなど26団体は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める保育所を設置し、東京都保育サービス推進事業補助金等の交付を受ける団体である。監査対象とした各団体における補助対象施設のうち、監査対象とした施設（45施設）は、表2のとおりである。

監査に当たり、デジタル技術を活用したデータ分析により、当該補助金交付団体（639団体1,298施設）のうち、補助加算項目の算定等で異なる傾向を示した16団体21施設を選定した。上記以外に、補助金額上位の団体のうち、過去5年以上監査未実施の団体9団体23施設を選定した。また、島しょ所在の1団体1施設を令和6年定例監査において実施した。

(表2) 監査対象とした団体

団体名	施設の名称	施設の種類	所在地	施設の規模	
				定員	現員
社会福祉法人アストリー	立石いろは保育園	保育所	葛飾区立石	102	91
	国立あおいとり保育園	保育所	葛飾区立石	69	82
社会福祉法人あゆみ会	国立あゆみ保育園	保育所	国立市栄	67	78
	国立あゆみ保育園	保育所	国立市栄	67	78
社会福祉法人泉湧く家	わくわく保育園	保育所	豊島区池袋	30	30
	ともしの保育園	保育所	江東区東砂	107	97
社会福祉法人郷社社	めぐみの森保育園	保育所	狛江市中和泉	120	118
	郷野台かしのみ保育園	保育所	調布市郷野台	90	93
社会福祉法人かしのみ福祉会	郷野台かしのみ保育園	保育所	調布市郷野台	90	93
	ふきのとう保育園	保育所	江川区中敷西	108	95
社会福祉法人カタバミ会	たかまた北保育園	保育所	日野市高幡	100	116
	日野駅前かわせみ保育園	保育所	日野市日野本町	86	85
社会福祉法人菊美会	日野第二保育園	保育所	日野市日野	170	158
	ほんだ保育園	保育所	国分寺市本多	91	88
社会福祉法人郷泉	むこうじま保育園	保育所	日野市瀬井	150	152
	字奈根なごやか園	保育所	世田谷区字奈根	80	74
社会福祉法人郷泉	鎌田のびやか園	保育所	世田谷区鎌田	83	81
	すこやか園	保育所	世田谷区鎌田	39	39
社会福祉法人黒潮社	北ノ山保育園	保育所	大島町元町字地の岡	80	72
	敬愛ホームニー保育園	保育所	八王子市大和田町	70	81
社会福祉法人敬愛学園	敬愛桃の実保育園	保育所	町田市中山ヶ丘	30	30
	多摩境敬愛保育園	保育所	町田市中山町	80	80
社会福祉法人厚生福祉会	青戸福祉保育園	保育所	葛飾区青戸	60	89
	かつしか風の子ども保育園	保育所	葛飾区立石	102	61
社会福祉法人至愛協会	ゆりのき保育園	保育所	多摩市赤山	170	99
	上智厚生館保育園	保育所	荒川区町屋	210	166
社会福祉法人上智社会事業団	上智聖ローザ保育園	保育所	荒川区町屋	102	215
	社会福祉法人新川中原保育会	成城つくしんぼ保育園	世田谷区成城	151	96
社会福祉法人清仁会	陣田学園	保育所	足立区陣田	131	124
	すみれ保育園	保育所	—	146	149
社会福祉法人清朗会	せせらぎ保育園	保育所	清瀬市巾里	125	125

団体名	施設の種類	所在地	施設の規模 定員 現員
社会福祉法人藤織福祉会	保育所	世田谷区東玉川	54 49
社会福祉法人聡香会	保育所	西東京市芝久保町	73 77
社会福祉法人ちとせ交友会	保育所	渋谷区東	90 78
	保育所	調布ヶ丘ちとせ保育園	90 92
社会福祉法人東京家庭学校	保育所	二番町ちとせ保育園	100 95
	保育所	杉並区高井戸東	260 247
社会福祉法人豊香会	保育所	上町しぜんの国保保育園	105 104
	保育所	しぜんの国保保育園	157 156
社会福祉法人徳育会	保育所	成瀬くりの家保育園	100 101
	保育所	町田市成瀬	89 88
社会福祉法人八雲会	保育所	徳育保育園	130 122
社会福祉法人ひまわり会	保育所	宝光保育園	99 99
	保育所	金町ひまわり保育園	317 287
社会福祉法人武蔵町山正徳会	保育所	ひまわり保育園	120 119
社会福祉法人輝耀会	保育所	つむぎ保育園	170 168
		武蔵町山正徳会 足立区花畑	

(注) 上記数字は令和6年3月31日現在

(表3) 監査対象施設別監査対象補助金交付額

① 東京都保育サービス推進事業補助金

(単位：千円)

団体名	施設の種類	令和3年度 交付金額	令和4年度 交付金額	令和5年度 交付金額
社会福祉法人アストリー	立石いろは保育園	2,880	3,085	4,412
社会福祉法人あゆみ会	国立あおいどり保育園	9,747	9,542	8,808
	国立あゆみ保育園	14,518	15,289	16,730
社会福祉法人泉湧く家	わくわく保育園	849	1,953	2,879
	ともしひ保育園	9,037	10,187	11,983
社会福祉法人豊住社	めぐみの森保育園	10,734	10,467	13,815
	菊野台かしのみ保育園	6,392	5,604	6,421
社会福祉法人カハマミ会	ふきのとう保育園	4,582	4,288	4,686
	たかいた北保育園	5,795	6,716	7,805
社会福祉法人菊美会	日野駅前かわせみ保育園	9,574	10,527	11,634
	日野第二保育園	12,108	9,664	8,934
	ほんだ保育園	6,472	6,219	6,811
社会福祉法人輝耀会	むこうじま保育園	11,697	14,280	14,706
	宇奈根なごやか園	5,566	7,119	7,778
社会福祉法人輝耀会	鎌田のひまわり園	8,522	8,950	10,312
	すこやか園	13,367	15,686	20,029

団体名	施設の種類	令和3年度 交付金額	令和4年度 交付金額	令和5年度 交付金額
社会福祉法人黒潮社	北ノ山保育園	6,833	5,286	5,376
	敬愛ハーモニイ保育園	7,119	7,556	8,293
社会福祉法人敬愛学園	敬愛桃の葉保育園	5,497	5,686	6,257
	多摩境敬愛保育園	7,047	6,997	6,820
社会福祉法人厚生福祉会	青戸福祉保育園	12,380	14,127	8,246
	青戸もも保育園	8,621	8,173	8,581
	かつしか風の子保育園	11,380	12,361	14,620
社会福祉法人至愛協会	ゆりのき保育園	11,890	11,490	13,195
	上智厚生館保育園	13,845	14,664	15,568
社会福祉法人上智社会事業団	上智聖ローザ保育園	4,402	5,247	3,350
	成城つくしんぼ保育園	10,974	18,005	15,946
社会福祉法人清仁会	隅田学園	5,614	7,537	6,402
	すみれ保育園	8,673	8,320	7,529
社会福祉法人豊隣福祉会	せせらぎ保育園	11,907	15,417	20,459
	東玉川善隣保育園	2,451	9,129	14,389
社会福祉法人聡香会	きたしげ保育園	5,558	5,333	5,026
	渋谷東ちとせ保育園	5,520	5,421	5,801
社会福祉法人ちとせ交友会	調布ヶ丘ちとせ保育園	3,196	4,382	5,824
	二番町ちとせ保育園	8,109	7,254	7,710
社会福祉法人東京家庭学校	上水保育園	16,024	15,968	11,804
	上町しぜんの国保保育園	6,396	6,551	6,057
社会福祉法人豊香会	しぜんの国保保育園	14,516	15,900	16,442
	成瀬くりの家保育園	11,735	14,755	13,123
社会福祉法人徳育会	徳育保育園	4,973	6,429	7,245
	宝光保育園	9,044	8,719	10,903
社会福祉法人八雲会	金町ひまわり保育園	7,034	5,931	6,911
	ひまわり保育園	14,014	16,635	17,170
社会福祉法人武蔵町山正徳会	つむぎ保育園	3,940	6,482	8,713
	レイモント花畑保育園	7,767	7,475	10,807
合計		378,299	416,605	446,310

(注) 令和5年度交付金額は交付額確定前の額である。

② 東京都保育士等キャリアアップ補助金 (単位:千円)

団体名	監査対象施設の名称	令和3年度 交付金額	令和4年度 交付金額	令和5年度 交付金額
社会福祉法人黒潮社	北ノ山保育園	9,834	9,409	9,096
合計		9,834	9,409	9,096

(注1) 令和5年度交付金額は交付額確定前の額である。

(注2) 社会福祉法人黒潮社は島しょ所在の団体であり、令和6年定期監査において島しょ部の監査を行った際に、東京都保育士等キャリアアップ推進事業補助金及び東京都保育士等キャリアアップ補助金について当該団体の監査を実施

3 補助金の概要

(1) 東京都保育士等キャリアアップ推進事業補助金の概要

都は、東京都保育士等キャリアアップ推進事業補助金交付要綱(令和6年5月1日最終改正)に基づき、地域の実情に応じた保育所の取組を推進するため、費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、保育士等キャリアアップの質の向上を図ることを目的として、対象の保育施設を設置する社会福祉法人等に対し補助金を交付している。交付の対象となる経費は施設等の運営費であり、交付額は表4から表6までにより算定した額の合計(1,000円未満の端数切捨て)による。

(表4) 特別保育事業等推進加算

加算項目	対象施設	単価	算定方法
療育児保育対策実施かつ産休明け保育実施	療育児保育対策及び産休明け保育を実施する保育所	13,930	単価×月初の療育児保育実施日数
療育児保育対策実施かつ産休明け保育未実施	療育児保育対策を実施しない保育所	7,150	単価×2月初の療育児保育実施日数
延長保育事業	療育児の延長保育	17,200	単価×各月の平均対象児童数の12か月合計
	2時間・3時間延長	10,610	単価×各月の平均対象児童数の12か月合計
4時間以上延長	11,060	単価×各月の平均対象児童数の12か月合計	
病児・病後児保育事業	病児・病後児保育を実施する保育所(体調不良児対応型を除く。)	6,800	単価×延~利用児童数
休日保育	休日保育を実施する保育所	4,160	単価×延~利用児童数
一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間未満)	一時預かりを実施する保育所及び定期利用保育を実施する保育所	1,460	単価×延~利用児童数
一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間以上)	一時預かり保育を実施する保育所(特別児童扶養手当支給対象児を受け入れた場合)	2,920	単価×延~利用児童数
障害児保育(特別対象)	障害児保育を実施する保育所	45,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計

(単位:円)

加算項目	対象施設	単価	算定方法
障害児保育(その他)	障害児保育を実施する保育所(特別対象以外の知的障害児を受け入れた場合)	38,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
	障害児保育を実施する保育所(特別対象以外の身体障害児を受け入れた場合)	31,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
分園設置	分園を設置している保育所	4,520	単価×月初の分園在籍児童数の12か月合計
アレルギ-児対応	アレルギ-児対応として、医師の指示書に基づき、除去食・代善食を提供する保育所	22,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
夜間保育	夜間保育を実施する保育所	4,070	単価×月初の在籍児童数の12か月合計
療育児保育(市部・小規模)	市部において療育児保育を実施する定員60人以下の保育所	4,770	単価×月初の療育児保育実施日数
療育児保育(町村部)	町村部において療育児保育を実施する保育所	10,170	単価×月初の療育児保育実施日数
延長保育事業(町村部)	町村部において延長保育事業を実施する保育所	10,170	単価×各月の平均対象児童数の12か月合計
育児困難家庭への支援	育児困難家庭の児童を受け入れ、関係機関と連携して家庭を支援する保育所	30,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
外国人児童受け入れ	両親、父又は母が外国人である児童を受け入れ、言語・習慣・食事等に特別な対応を行う保育所	9,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
年末年始保育	12/29~1/3のうち2日以上開所する保育所	9,800	単価×延~利用児童数

(表5) 保育所地域子育て支援推進加算(ポイント制)

加算項目	対象事業	実施回数等の基準	ポイント(注)
小中高生の育児体験受入れ	小中高生の職場体験、育児体験等を受け入れる。	年10日以上	12
保育所体験	地域の子育て家庭に対して、在園児とともに保育所の生活を体験する取組を推進する。	年6回又は延~10人以上	6
出産を迎える親の体験学習	出産前後の親の体験学習を行う。	年3回又は延~8人以上	6
		年6回又は延~12人以上	12
保育拠点活動支援	保育士・看護師・栄養士等の実習生や他法人の研修生を職場に受け入れて指導・育成し、学校等に報告を行う。	年3人以上	8
		年6人以上	16
		基本分年3人以上	1
加算分	基本分の研修・実習に加え、保育所体験、出産を迎える親の体験学習、一時預かり事業又は定期利用保育事業に係る研修・実習を実施する。	基本分年6人以上	2
		基本分年3人以上	1
	基本分年6人以上	2	

(注) 1ポイント当たりの単価5万円を乗じて加算額を算定する。

(表6) 第三者評価受審費加算

(単位：円)

加算項目	算定基準	加算額	上限額 (注)
第三者評価受審費	補助対象期間において福祉サービス第三者評価の受審及び公表を行い、公定価格の第三者評価受審加算を受けている場合 補助対象期間において福祉サービス第三者評価の受審及び公表を行い、公定価格の第三者評価受審加算を受けていない場合	施設が評価機関に支払った額から15万円を差し引いた額 施設が評価機関に支払った額	450,000 600,000

(注) 加算額と上限額とを比較して少ない方を算定額とする。

(2) 東京都保育士等キャリアアップ補助金の概要

都は、東京都保育士等キャリアアップ補助金交付要綱 (令和6年3月27日最終改正) に基づき、保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組を推進するため、費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、保育サービスの質の向上を図ることを目的として、対象の保育施設を設置する社会福祉法人等に対し補助金を交付している。交付の対象となる経費は交付対象施設に勤務する職員の人件費であり、交付額は表7により算定した額の合計 (1,000円未満の端数切捨て) による。

(表7) 補助金の概要

対象経費	算定方法
基本額 (年齢別・定員別月額単価×各月初日在籍児童数)	基本額にキャリアアップ要件 (施設職員の職位、職責又は職務内容、賃金等に応じた勤務条件等の要件を定めることなど) や第三者評価受審・情報公開等の取組に応じた調整率を乗ずる。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

東京都保育サービス推進事業補助金及び東京都保育士等キャリアアップ補助金に関し、表2の監査対象施設の補助対象事業について、主に、各補助金の補助項目について交付要件を理解しその目的に沿って適切に補助事業を実施しているか、補助金額を各補助金交付要綱に沿って適正に算定し実績報告書を作成しているか、補助金の根拠資料は各補助金交付要綱に沿って適正に作成・徴収・保管されているか、などに着眼して、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、別項のとおり指摘事項及び意見・要望事項が認められた。

2 指摘事項

(1) 局及び団体

ア 補助金を返還すべきもの (東京都保育サービス推進事業補助金)

局は、社会福祉法人等 (以下「法人」という。) に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。

補助金の交付状況について見たところ、次のとおり、19法人が運営する25施設で不適正な事例が認められた (過大交付額合計2,519万3,000円)。本監査では、法人から提出された実績報告書において、各施設が作成した根拠書類からの転記・計算誤りが多数発生していることが確認された。

法人は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還された。

局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められた。

- (社会福祉法人アストリー)
- (社会福祉法人雲柱社)
- (社会福祉法人かしのみ福祉会)
- (社会福祉法人カタバミ会)
- (社会福祉法人菊美会)
- (社会福祉法人嬉泉)
- (社会福祉法人敬愛学園)
- (社会福祉法人至愛協会)
- (社会福祉法人新川中原保育会)
- (社会福祉法人清仁会)
- (社会福祉法人清朗会)
- (社会福祉法人善隣福祉会)
- (社会福祉法人聡香会)

(社会福祉法人ちとせ交友会)  
 (社会福祉法人東京家庭学校)  
 (社会福祉法人東香会)  
 (社会福祉法人徳育会)  
 (社会福祉法人八晃会)  
 (社会福祉法人ひまわり会)  
 (福祉局)

(ア) 社会福祉法人アストリーが設置する立石いろは保育園で、表9のとおり、特別保育事業等推進加算のうち零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。  
 このため、表8のとおり、令和4年度分で94万1,000円が過大に交付されている。

(表8) 令和4年度分過大交付額（立石いろは保育園） (単位：円)

項目	誤	正	過大交付額
実績額【遡定額】	4,137,000	2,144,630	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	3,085,000	-	
補助金交付確定額【都補助金所要額】		2,144,000	941,000
【A、B以外がわかれ低い額】	3,085,000	2,144,000	941,000

(注) 1,000円未満の端数切捨て（以下、同じ。）

(表9) 実績額の内訳（立石いろは保育園） (単位：円)

項目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推進加算		4,137,000		2,144,630
零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	138人	1,922,340	72人	1,002,960
延長保育事業（零歳児の延長保育）	31人	533,200	0人	-
延長保育事業（2時間・3時間延長）	0人	-	31人	328,910
一時預かり事業・定額利用保育事業（時間未満）	97人	141,620	38人	55,480
一時預かり事業・定額利用保育事業（時間以上）	452人	1,319,840	184人	537,280
プレイグループ対応	10人	220,000	10人	220,000
保育所併設子育て支援推進加算		-		-
第三者評価受審費		-		-
実績額【遡定額】	A=B+C	4,137,000		2,144,630

(イ) 社会福祉法人雲井社が設置するとしび保育園で、表11のとおり、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業（2時間・3時間延長）において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。  
 このため、表10のとおり、令和4年度分で127万2,000円が過大に交付されている。

(表10) 令和4年度分過大交付額（としび保育園） (単位：円)

項目	誤	正	過大交付額
実績額【遡定額】	10,187,540	8,915,340	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	11,571,000	-	
補助金交付確定額【都補助金所要額】		8,915,000	1,272,000
【A、B以外がわかれ低い額】	10,187,000	8,915,000	1,272,000

(表11) 実績額の内訳（としび保育園） (単位：円)

項目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推進加算		7,687,540		6,415,340
零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	105人	1,462,650	105人	1,462,650
延長保育事業（零歳児の延長保育）	3人	51,600	3人	51,600
延長保育事業（2時間・3時間延長）	21人	222,810	19人	201,590
一時預かり事業・定額利用保育事業（時間未満）	0人	-	13人	18,980
一時預かり事業・定額利用保育事業（時間以上）	1,094人	3,194,480	1,081人	3,156,520
障害児保育（特児対象）	12人	540,000	12人	540,000
プレイグループ対応	68人	1,486,000	42人	924,000
育児困難家庭への支援	24人	720,000	2人	60,000
保育所併設子育て支援推進加算		2,100,000		2,100,000
小中高生の育児体験受入れ	12名	600,000	12名	600,000
保育所体験	12名	600,000	12名	600,000
保育拠点活動支援	18名	900,000	18名	900,000
第三者評価受審費		400,000		400,000
実績額【遡定額】	A=B+C	10,187,540		8,915,340

(ウ) 社会福祉法人かしのみ福祉会が設置する荻野台かしのみ保育園で、表13のとおり、特別保育事業等推進加算のうち零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。  
 このため、表12のとおり、令和4年度分で13万5,000円が過大に交付されている。

(表12) 令和4年度分過大交付額（荻野台かしのみ保育園） (単位：円)

項目	誤	正	過大交付額
実績額【遡定額】	8,261,820	5,469,440	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	5,604,000	-	
補助金交付確定額【都補助金所要額】		5,469,000	135,000
【A、B以外がわかれ低い額】	5,604,000	5,469,000	135,000



(表1-3) 実績額の内訳 (狹野台かいのみ保育園) (単位：円)

項目	実績		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推進加算	a	5,561,820		2,769,440
児童居保育対策実施かつ産休明け保育実施	174人	2,423,820	108人	1,504,440
延長保育事業 (専業主婦の延長保育)	5人	86,000	5人	86,000
フレックスタイム児対応	25人	550,000	18人	396,000
育児困難家庭への支援	60人	1,800,000	24人	720,000
外国人児童受入れ	78人	702,000	7人	63,000
保育所地域子育て支援推進加算	b	2,700,000		2,700,000
小中高生の育児体験受入れ	12名 47人	600,000	12名 47人	600,000
保育所体験	12名 47人	600,000	12名 47人	600,000
出産を迎える親の体験学習	12名 47人	600,000	12名 47人	600,000
保育拠点活動支援	18名 71人	900,000	18名 71人	900,000
第三者評価受審費	c	-		-
実績額【選定額】	A=a+b+c	8,261,820		5,469,440

(エ) 社会福祉法人カタバミ会が設置するふきのとう保育園で、表1-5のとおり、特別保育事業等推進加算のうち児童居保育 (その他・知的) において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。  
このため、表1-4のとおり、令和4年度分で56万4,000円が過大に交付されている。

(表1-4) 令和4年度分過大交付額 (ふきのとう保育園) (単位：円)

項目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	4,288,440	3,724,440
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	4,288,000	-
補助金交付決定額【都補助金所要額】		4,288,000	564,000
【A、Bいずれか低い額】			

(表1-5) 実績額の内訳 (ふきのとう保育園) (単位：円)

項目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推進加算	a	3,838,440		3,724,440
児童居保育対策実施かつ産休明け保育実施	108人	1,504,440	108人	1,504,440
児童居保育 (その他・知的)	12人	456,000	9人	342,000
フレックスタイム児対応	33人	726,000	33人	726,000
育児困難家庭への支援	24人	720,000	24人	720,000
外国人児童受入れ	48人	432,000	48人	432,000
保育所地域子育て支援推進加算	b	-		-
第三者評価受審費	c	450,000		-
実績額【選定額】	A=a+b+c	4,288,440		3,724,440

(表1-6) 令和4年度分過大交付額 (たかいた北保育園) (単位：円)

項目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
実績額【選定額】	A	6,716,090		6,664,490
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	6,877,000		-
補助金交付決定額【都補助金所要額】		6,716,000		6,664,000
【A、Bいずれか低い額】				52,000

(オ) 社会福祉法人親美会が設置するたかいた北保育園、日野駅前かわせみ保育園、ほんだ保育園及びびこうじま保育園で、それぞれ表1-7、表1-9、表2-1及び表2-3のとおり、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業 (専業主婦の延長保育) において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。  
このため、表1-6、表1-8、表2-0及び表2-2のとおり、令和4年度分で50万5,000円が過大に交付されている。

(表1-7) 実績額の内訳 (たかいた北保育園) (単位：円)

項目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推進加算	a	4,172,090		4,120,490
児童居保育対策実施かつ産休明け保育実施	120人	1,671,600	120人	1,671,600
延長保育事業 (専業主婦の延長保育)	11人	189,200	8人	137,600
延長保育事業 (2時間・3時間延長)	69人	732,090	69人	732,090
病児・病後児保育事業	34人	231,200	34人	231,200
障害児保育 (その他・知的)	21人	798,000	21人	798,000
フレックスタイム児対応	25人	550,000	25人	550,000
保育所地域子育て支援推進加算	b	2,100,000		2,100,000
小中高生の育児体験受入れ	12名 47人	600,000	12名 47人	600,000
保育所体験	12名 47人	600,000	12名 47人	600,000
保育拠点活動支援	18名 71人	900,000	18名 71人	900,000
第三者評価受審費	c	444,000		444,000
実績額【選定額】	A=a+b+c	6,716,090		6,664,490

(表1-8) 令和4年度分過大交付額 (日野駅前かわせみ保育園) (単位：円)

項目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
実績額【選定額】	A	10,527,290		10,136,680
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	10,650,000		-
補助金交付決定額【都補助金所要額】		10,527,000		10,136,000
【A、Bいずれか低い額】				391,000

(表19) 実績額の内訳(日野駅前かわせみ保育園) (単位:円)

項目	実績		正	
	人数	金額	人数	金額
特別保育事業等推進加算	a			
養護児保育対策実施かつ産休明け保育実施	144人	8,083,290	144人	7,692,680
延長保育事業(養護児の延長保育)	4人	2,005,920	4人	2,005,920
延長保育事業(2時間・3時間延長)	37人	68,800	36人	68,800
障害児保育(その他・知的)	60人	392,570	50人	381,960
障害児保育(その他・身体的)	12人	2,280,000	12人	1,900,000
アレルギ一児対応	48人	372,000	48人	372,000
育児困難家庭への支援	60人	1,056,000	48人	1,056,000
外国人児童受入れ	12人	1,800,000	60人	1,800,000
保育所地域親子育て支援推進加算	12人	108,000	12人	108,000
小中高生の育児体験受入れ	12名	2,000,000	12名	2,000,000
保育所体験	12名	600,000	12名	600,000
保育所体験	12名	600,000	12名	600,000
保育視点活動支援	16名	800,000	16名	800,000
第三者評価受審費		444,000		444,000
実績額【選定額】	A=a+b+c		10,527,290	
実績額【選定額】	B		10,136,680	

(表20) 令和4年度分過大交付額(ほんだ保育園) (単位:円)

項目	実績		正		過大交付額
	人数	金額	人数	金額	
実績額【選定額】	A		6,219,680		-
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B		6,168,080		
補助金交付決定額【都補助金所要額】	A、Bいずれの低い額		6,219,000		51,000

(表21) 実績額の内訳(ほんだ保育園) (単位:円)

項目	実績		正	
	人数	金額	人数	金額
特別保育事業等推進加算	a			
養護児保育対策実施かつ産休明け保育実施	96人	3,591,680	96人	3,540,080
延長保育事業(養護児の延長保育)	12人	1,337,280	9人	1,337,280
障害児保育(その他・知的)	36人	206,400	9人	154,800
障害児保育(その他・身体的)	12人	1,368,000	36人	1,368,000
アレルギ一児対応	14人	372,000	12人	372,000
保育所地域親子育て支援推進加算	14人	308,000	14人	308,000
小中高生の育児体験受入れ	12名	2,100,000	12名	2,100,000
保育所体験	12名	600,000	12名	600,000
保育所体験	12名	600,000	12名	600,000
保育視点活動支援	18名	900,000	18名	900,000
第三者評価受審費		528,000		528,000
実績額【選定額】	A=a+b+c		6,219,680	
実績額【選定額】	B		6,168,080	

(表22) 令和4年度分過大交付額(むこうじま保育園) (単位:円)

項目	実績		正		過大交付額
	人数	金額	人数	金額	
実績額【選定額】	A		14,280,160		-
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B		15,454,000		
補助金交付決定額【都補助金所要額】	A、Bいずれの低い額		14,280,000		11,000

(表23) 実績額の内訳(むこうじま保育園) (単位:円)

項目	実績		正	
	人数	金額	人数	金額
特別保育事業等推進加算	a			
養護児保育対策実施かつ産休明け保育実施	143人	11,690,160	143人	11,679,550
延長保育事業(養護児の延長保育)	15人	1,991,990	15人	1,991,990
延長保育事業(2時間・3時間延長)	77人	258,000	76人	258,000
障害児保育(その他・知的)	294人	816,970	76人	806,360
障害児保育(その他・身体的)	58人	1,999,200	294人	1,999,200
アレルギ一児対応	58人	2,204,000	58人	2,204,000
育児困難家庭への支援	130人	2,204,000	130人	2,204,000
外国人児童受入れ	52人	2,860,000	52人	2,860,000
保育所地域親子育て支援推進加算	12名	1,560,000	12名	1,560,000
小中高生の育児体験受入れ	12名	2,300,000	12名	2,300,000
保育所体験	12名	600,000	12名	600,000
保育所体験	12名	600,000	12名	600,000
出産を迎える親の体験学習	6名	300,000	6名	300,000
保育視点活動支援	16名	300,000	16名	300,000
第三者評価受審費		800,000		800,000
実績額【選定額】	A=a+b+c		14,280,160	
実績額【選定額】	B		14,269,550	

(カ) 社会福祉法人滝泉が設置する鎌田のびやか園で、表25のとおり、特別保育事業等推進加算のうち障害児保育(その他・知的)において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表24のとおり、令和4年度分で34万7,000円が過大に交付されている。

(表24) 令和4年度分過大交付額(鎌田のびやか園) (単位:円)

項目	実績		正		過大交付額
	人数	金額	人数	金額	
実績額【選定額】	A		8,950,450		-
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B		9,012,000		
補助金交付決定額【都補助金所要額】	A、Bいずれの低い額		8,950,000		347,000

(表25) 実績額の内訳(鎌田のびやか園) (単位:円)

項目	実績		正	
	人数	金額	人数	金額
特別保育事業等推進加算	a			
養護児保育対策実施かつ産休明け保育実施	144人	8,050,450	144人	8,003,410
延長保育事業(養護児の延長保育)	8人	2,005,920	8人	2,005,920
延長保育事業(2時間・3時間延長)	33人	137,600	8人	137,600
障害児保育(その他・知的)	76人	350,130	33人	350,130
障害児保育(その他・身体的)	240人	2,888,000	75人	2,850,000
アレルギ一児対応	72人	1,084,800	238人	1,075,760
保育所地域親子育て支援推進加算	72人	1,584,000	72人	1,584,000
小中高生の育児体験受入れ	12名	900,000	12名	900,000
保育所体験	6名	600,000	12名	600,000
保育所体験	6名	300,000	6名	300,000
第三者評価受審費		300,000		0円
実績額【選定額】	A=a+b+c		8,950,450	
実績額【選定額】	B		8,603,410	

(キ) 社会福祉法人敬愛学園が設置する敬愛桃の実保育園で、表27のとおり、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業(審議員の延長保育)において、誤った人数を実績として報告したことにより、実績額に誤りが認められた。  
このため、表26のとおり、令和4年度分で1万7,000円が過大に交付されている。

(表26) 令和4年度分過大交付額(敬愛桃の実保育園)

項目	誤		正		過大交付額
	A	B	A	B	
実績額【選定額】	5,686,720		5,689,520		
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	5,851,000		-		
補助金交付決定額【都補助金所要額】		5,686,000		5,689,000	17,000
【A、Bいずれか低い額】					
実績額【選定額】	A=5,686,720				

(表27) 実績額の内訳(敬愛桃の実保育園)

項目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推進加算	64人	2,986,720	64人	2,969,520
審議員保育対策実施かつ産休明け保育実施	1人	891,520	0人	891,520
延長保育事業(審議員の延長保育)	5人	155,000	5人	155,000
障害児保育(その他・身体)	66人	1,452,000	66人	1,452,000
アレルギーマシ対応	13人	390,000	13人	390,000
育児困難家庭への支援	9人	81,000	9人	81,000
外国人児童受入れ				
保育所地域親子育て支援推進加算	12名/㌢	600,000	12名/㌢	600,000
小中高生の育児体験受入れ	12名/㌢	600,000	12名/㌢	600,000
保育所体験	12名/㌢	600,000	12名/㌢	600,000
出産を迎える親の体験学習	18名/㌢	900,000	18名/㌢	900,000
保育拠点活動支援				
第三者評価受審費				
実績額【選定額】	A=5,686,720		C=5,689,520	

(ク) 社会福祉法人至愛協会が設置するゆりのき保育園で、表29のとおり、特別保育事業等推進加算のうち障害児保育(その他・身体)において、誤った人数を実績として報告したことにより、実績額に誤りが認められた。  
このため、表28のとおり、令和4年度分で303万9,000円が過大に交付されている。

(表28) 令和4年度分過大交付額(ゆりのき保育園)

項目	誤		正		過大交付額
	A	B	A	B	
実績額【選定額】	11,490,890		8,451,890		
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	11,522,000		-		
補助金交付決定額【都補助金所要額】		11,490,000		8,451,000	3,039,000
【A、Bいずれか低い額】					
実績額【選定額】	A=11,490,890				

(表29) 実績額の内訳(ゆりのき保育園)

項目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推進加算	153人	9,040,890	153人	6,001,890
審議員保育対策実施かつ産休明け保育実施	8人	2,131,290	8人	2,131,290
延長保育事業(審議員の延長保育)	8人	137,600	8人	137,600
障害児保育(その他・身体)	96人	2,976,000	0人	-
アレルギーマシ対応	61人	1,342,000	61人	1,342,000
育児困難家庭への支援	53人	1,590,000	53人	1,590,000
外国人児童受入れ	96人	864,000	89人	801,000
保育所地域親子育て支援推進加算	12名/㌢	2,000,000	12名/㌢	2,000,000
小中高生の育児体験受入れ	12名/㌢	600,000	12名/㌢	600,000
保育所体験	12名/㌢	600,000	12名/㌢	600,000
保育拠点活動支援	16名/㌢	800,000	16名/㌢	800,000
第三者評価受審費		450,000		450,000
実績額【選定額】	A=11,490,890		C=8,451,890	

(ク) 社会福祉法人新川中原保育園が設置する成城つくしんぼ保育園で、表31のとおり、特別保育事業等推進加算のうち障害児保育(その他・知的)において、誤った人数を実績として報告したことにより、実績額に誤りが認められた。  
このため、表30のとおり、令和4年度分で58万7,000円が過大に交付されている。

(表30) 令和4年度分過大交付額(成城つくしんぼ保育園)

項目	誤		正		過大交付額
	A	B	A	B	
実績額【選定額】	18,198,560		12,138,560		
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	18,005,000		-		
補助金交付決定額【都補助金所要額】		18,005,000		12,138,000	5,867,000
【A、Bいずれか低い額】					
実績額【選定額】	A=18,198,560				

(表31) 実績額の内訳(成城つくしんぼ保育園)

項目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推進加算	144人	16,398,560	144人	10,338,560
審議員保育対策実施かつ産休明け保育実施	3人	2,005,920	3人	2,005,920
延長保育事業(審議員の延長保育)	22人	51,600	3人	51,600
延長保育事業(2時間・3時間延長)	233人	233,420	22人	233,420
一時預かり事業・定期利用保育事業(時間未備)	907人	340,180	233人	340,180
障害児保育(その他・知的)	168人	2,648,440	907人	2,648,440
アレルギーマシ対応	213人	6,384,000	45人	1,710,000
在来年初保育	5人	4,686,000	150人	3,300,000
保育所地域親子育て支援推進加算	12名/㌢	1,800,000	5人	49,000
小中高生の育児体験受入れ	12名/㌢	600,000	12名/㌢	1,800,000
保育所体験	12名/㌢	600,000	12名/㌢	600,000
出産を迎える親の体験学習	12名/㌢	600,000	12名/㌢	600,000
第三者評価受審費				
実績額【選定額】	A=18,198,560		C=12,138,560	

(ロ) 社会福祉法人清仁会が設置する隅田学園で、表3.3のとおり、特別保育事業等推進加算のうちアレベルギニー児対応において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。  
このため、表3.2のとおり、令和4年度分で80万8,000円が過大に交付されている。

(表3.2) 令和4年度分過大交付額（隅田学園）

項目	誤		正	過大交付額
	A	B		
実績額【選定額】	7,537,280		6,729,280	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	7,907,000			
補助金交付確定額【都補助金所要額】		7,537,000	6,729,000	
【A、Bいずれか低い額】				808,000
実績額【選定額】	A=a+b+c			

(表3.3) 実績額の内訳（隅田学園）

項目	実績	誤		正	
		金額	実績	金額	実績
特別保育事業等推進加算		7,137,280	96人	1,337,280	6,329,280
等歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施		1,337,280	30人	1,337,280	30人
障害児保育（その他・知的）		1,140,000	49人	1,140,000	45人
アレベルギニー児対応		1,078,000	105人	3,150,000	81人
育児困難家庭への支援		3,150,000	48人	432,000	48人
外国人児童受入れ		432,000		400,000	
保育所地域子育て支援推進加算		400,000		400,000	
保育拠点活動支援		400,000		400,000	
第三者評価受審費		8万7千円		8万7千円	
実績額【選定額】		A=a+b+c		7,537,280	6,729,280

(ハ) 社会福祉法人清仁会が設置するすみれ保育園及びせせらぎ保育園で、それぞれ表3.5及び表3.7のとおり、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業（等歳児の延長保育）において、誤った人数を実績として報告したことにより、実績額に誤りが認められた。  
このため、表3.4及び表3.6のとおり、令和4年度分で53万4,000円が過大に交付されている。

(表3.4) 令和4年度分過大交付額（すみれ保育園）

項目	誤		正	過大交付額
	A	B		
実績額【選定額】	8,320,640		8,079,840	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	8,674,000			
補助金交付確定額【都補助金所要額】		8,320,000	8,079,000	
【A、Bいずれか低い額】				241,000
実績額【選定額】	A=a+b+c			

(表3.5) 実績額の内訳（すみれ保育園）

項目	実績	誤		正	
		金額	実績	金額	実績
特別保育事業等推進加算		7,420,640	212人	2,953,160	7,179,840
等歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施		2,953,160	22人	378,400	8人
延長保育事業（等歳児の延長保育）		378,400	316人	461,360	316人
一時預かり事業・定額利用保育事業（時間未満）		461,360	296人	864,320	864,320
一時預かり事業・定額利用保育事業（時間以上）		864,320	295人	1,333,400	295人
分園設置		1,333,400	65人	1,430,000	65人
アレベルギニー児対応		1,430,000		900,000	
保育所地域子育て支援推進加算		900,000		900,000	
保育拠点活動支援		900,000		18万7千円	
第三者評価受審費					
実績額【選定額】		A=a+b+c		8,320,640	8,079,840

(表3.6) 令和4年度分過大交付額（せせらぎ保育園）

項目	誤		正	過大交付額
	A	B		
実績額【選定額】	15,417,000		15,124,600	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	16,561,000			
補助金交付確定額【都補助金所要額】		15,417,000	15,124,000	
【A、Bいずれか低い額】				293,000
実績額【選定額】	A=a+b+c			

(表3.7) 実績額の内訳（せせらぎ保育園）

項目	実績	誤		正	
		金額	実績	金額	実績
特別保育事業等推進加算		12,717,000	180人	2,507,400	12,424,600
等歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施		2,507,400	38人	653,600	21人
延長保育事業（等歳児の延長保育）		653,600	84人	3,192,000	84人
障害児保育（その他・知的）		3,192,000	28人	616,000	28人
アレベルギニー児対応		616,000	188人	5,640,000	188人
育児困難家庭への支援		5,640,000	12人	108,000	12人
外国人児童受入れ		108,000		2,700,000	
保育所地域子育て支援推進加算		2,700,000		12万7千円	
小中高生の育児体験受入れ		600,000		600,000	
保育所体験		600,000		12万7千円	
出産を迎える親の体験学習		600,000		12万7千円	
保育拠点活動支援		900,000		18万7千円	
第三者評価受審費					
実績額【選定額】		A=a+b+c		15,417,000	15,124,600

(ニ) 社会福祉法人善隣福祉会が設置する東玉川善隣保育園で、表3.9のとおり、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業（2時間・3時間延長）において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。  
このため、表3.8のとおり、令和4年度分で57万8千2,000円が過大に交付されている。

(表3.8) 令和4年度分過大交付額(東玉川善隣保育園) (単位:円)

項目	課	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	9,129,620	3,347,180
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	12,185,000	-
補助金交付確定額【都補助金所要額】		9,129,000	3,347,000
【A、Bいずれか低い額】			5,782,000

(表3.9) 実績額の内訳(東玉川善隣保育園) (単位:円)

項目	実績	課		正		過大交付額
		金額	実績	金額	金額	
特別保育事業等推進加算	a	7,929,620	0人	2,747,180	-	
延長保育事業(2時間・3時間延長)		396人	4,201,560	0人	-	
一時預かり事業・定期利用保育事業(4時前未帰)		159人	226,300	159人	226,300	
一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間以上)		228人	665,760	214人	624,880	
障害児保育(その他・知的)		20人	760,000	0人	-	
アレルギ一児対応		78人	1,716,000	78人	1,716,000	
育児困難家庭への支援		12人	360,000	6人	180,000	
保育所地域子育て支援推進加算	b	1,200,000	600,000	0人	600,000	
小中高生の育児体験受入れ		12人	600,000	0人	-	
保育所体験		12人	600,000	12人	600,000	
第三者評価受審費	c	-	-	-	-	
実績額【選定額】	A=a+b+c	9,129,620		3,347,180		

(ア) 社会福祉法人懇話会が設置するきたしば保育園で、表4.1のとおり、保育所地域子育て支援推進加算のうち出席を認める親の体験学習において、誤った人数を実績として報告したことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表4.0のとおり、令和4年度分で30万円が過大に交付されている。

(表4.0) 令和4年度分過大交付額(きたしば保育園) (単位:円)

項目	課	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	5,333,360	5,033,360
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	5,350,000	-
補助金交付確定額【都補助金所要額】		5,333,000	5,033,000
【A、Bいずれか低い額】			300,000

(表4.1) 実績額の内訳(きたしば保育園) (単位:円)

項目	実績	課		正		過大交付額
		金額	実績	金額	金額	
特別保育事業等推進加算	a	2,283,360	72人	2,283,360	-	
養護児保育対策実施かつ産休明け保育実施		1,002,960	72人	1,002,960		
延長保育事業(養護児の延長保育)		120,400	7人	120,400		
アレルギ一児対応		440,000	20人	440,000		
育児困難家庭への支援		720,000	24人	720,000		
保育所地域子育て支援推進加算	b	2,600,000	12人	2,300,000	300,000	
小中高生の育児体験受入れ		600,000	12人	600,000		
保育所体験		600,000	6人	300,000	300,000	
出席を認める親の体験学習		800,000	16人	800,000		
保育拠点活動支援		450,000	16人	450,000		
第三者評価受審費	c	450,000	-	-	-	
実績額【選定額】	A=a+b+c	5,333,360		5,033,360		

(エ) 社会福祉法人ちとせ交友会が設置する調布ヶ丘ちとせ保育園及び二番町ちとせ保育園で、それぞれ表4.3及び表4.5のとおり、特別保育事業等推進加算のうち障害児保育(その他・知的)において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表4.2及び表4.4のとおり、令和4年度分で40万4,000円が過大に交付されている。

(表4.2) 令和4年度分過大交付額(調布ヶ丘ちとせ保育園) (単位:円)

項目	課	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	4,982,400	4,108,440
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	4,382,000	-
補助金交付確定額【都補助金所要額】		4,382,000	274,000
【A、Bいずれか低い額】			

(表4.3) 実績額の内訳(調布ヶ丘ちとせ保育園) (単位:円)

項目	実績	課		正		過大交付額
		金額	実績	金額	金額	
特別保育事業等推進加算	a	4,082,440	108人	3,208,440		
養護児保育対策実施かつ産休明け保育実施		1,504,440	108人	1,504,440		
障害児保育(その他・知的)		1,786,000	24人	912,000		
アレルギ一児対応		792,000	36人	792,000		
保育所地域子育て支援推進加算	b	900,000	12人	900,000		
保育所体験		600,000	6人	300,000	300,000	
出席を認める親の体験学習		300,000	6人	300,000		
第三者評価受審費	c	-	-	-	-	
実績額【選定額】	A=a+b+c	4,982,400		4,108,440		

（表4 4）令和4年度分過大交付額（二番町ちとせ保育園）（単位：円）

項目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	7,448,460	7,124,000	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	-	
補助金交付確定額【都補助金所要額】		7,254,000	130,000
【A、Bいずれか低い額】	7,254,000	7,124,000	

（表4 5）実績額の内訳（二番町ちとせ保育園）（単位：円）

項目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推進加算	a	5,648,460	122人	5,324,000
尊厳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	144人	2,005,920	5人	1,699,460
延長保育事業（尊厳児の延長保育）	5人	86,000	5人	600,000
延長保育事業（2時間・3時間延長）	14人	148,540	14人	148,540
レベルギ一児対応	69人	1,518,000	69人	1,518,000
育児困難家庭への支援	36人	1,080,000	36人	1,080,000
外国人児童の受け入れ	90人	810,000	88人	792,000
内訳		1,800,000		1,800,000
保育所地域子育て支援推進加算	b	126千円	126千円	600,000
小中高生の育児体験受け入れ	126千円	600,000	126千円	600,000
保育所体験	126千円	600,000	126千円	600,000
出産を迎える親の体験学習	126千円	600,000	126千円	600,000
第三者評価受審費	c	-	-	-
実績額【選定額】	A=a+b+c	7,448,460		7,124,000

(イ) 社会福祉法人東京家庭学校が設置する上水保育園で、表4 7のとおり、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業（尊厳児の延長保育）において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。  
このため、表4 6のとおり、令和4年度分で2万2,000円が過大に交付されている。

（表4 6）令和4年度分過大交付額（上水保育園）（単位：円）

項目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	15,968,620	15,946,900
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	16,601,000	-
補助金交付確定額【都補助金所要額】		15,968,000	15,946,000
【A、Bいずれか低い額】	15,968,000	15,946,000	22,000

（表4 7）実績額の内訳（上水保育園）（単位：円）

項目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推進加算	a	14,718,620	346人	14,696,900
尊厳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	346人	4,819,780	346人	4,819,780
延長保育事業（尊厳児の延長保育）	5人	86,000	4人	68,800
分園設置	922人	4,167,440	921人	4,162,920
レベルギ一児対応	167人	3,674,000	167人	3,674,000
育児困難家庭への支援	49人	1,470,000	49人	1,470,000
外国人児童受け入れ	47人	423,000	47人	423,000
生未年始保育	8人	78,400	8人	78,400
内訳		800,000		800,000
保育所地域子育て支援推進加算	b	800,000	167千円	800,000
保育視察活動支援	167千円	800,000	167千円	800,000
第三者評価受審費	c	450,000	-	450,000
実績額【選定額】	A=a+b+c	15,968,620		15,946,900

(イ) 社会福祉法人東京香会が設置するしぜん保育園及び成瀬ぐりの家保育園で、表4 9及び表5 1のとおり、特別保育事業等推進加算のうち育児困難家庭への支援において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。  
このため、表4 8及び表5 0のとおり、令和4年度分で12万9,000円が過大に交付されている。

（表4 8）令和4年度分過大交付額（しぜん保育園）（単位：円）

項目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	15,900,190	15,780,190
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	16,555,000	-
補助金交付確定額【都補助金所要額】		15,900,000	15,780,000
【A、Bいずれか低い額】	15,900,000	15,780,000	120,000

(表4-9) 実績額の内訳(しぜんの国保育園)

項目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推進加算	a			
0歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	228人	13,200,190	228人	13,080,190
延長保育事業(0歳児の延長保育)	21人	3,176,040	21人	3,176,040
延長保育事業(2時間・3時間延長)	3人	361,200	21人	361,200
一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間未満)	100人	31,830	3人	31,830
一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間以上)	100人	146,000	100人	146,000
障害児保育事業(特児対象)	986人	2,879,120	986人	2,879,120
障害児保育(その他・知的)	12人	540,000	12人	540,000
アレルギーマシ対応	60人	2,280,000	60人	2,280,000
育児困難家庭への支援	36人	792,000	36人	792,000
外国人児童受入れ	89人	2,670,000	85人	2,550,000
外国人児童受入れ	36人	324,000	36人	324,000
保育所地域子育て支援推進加算	b			
小中高生の育児体験受入れ	12名	2,700,000	12名	2,700,000
保育所体験	12名	600,000	12名	600,000
出産を迫る親の体験学習	12名	600,000	12名	600,000
保育拠点活動支援	18名	900,000	18名	900,000
第三者評価受審費	c			
第三者評価受審費	-	-	-	-
実績額【選定額】	A=a+b+c		15,900,190	
実績額【選定額】	A=a+b+c		15,780,190	

(単位：円)

(表5-0) 令和4年度分過大交付額(成瀬くりの家保育園)

項目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推進加算	a			
0歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	108人	11,605,960	108人	11,596,960
延長保育事業(0歳児の延長保育)	1人	17,200	1人	17,200
一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間未満)	560人	817,600	560人	817,600
一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間以上)	1,416人	4,134,720	1,416人	4,134,720
障害児保育(その他・知的)	32人	1,216,000	32人	1,216,000
アレルギーマシ対応	64人	1,408,000	64人	1,408,000
育児困難家庭への支援	80人	2,400,000	80人	2,400,000
外国人児童受入れ	12人	108,000	11人	99,000
保育所地域子育て支援推進加算	b			
小中高生の育児体験受入れ	12名	2,700,000	12名	2,700,000
保育所体験	12名	600,000	12名	600,000
出産を迫る親の体験学習	12名	600,000	12名	600,000
保育拠点活動支援	18名	900,000	18名	900,000
第三者評価受審費	c			
第三者評価受審費	449,500	449,500	449,500	449,500
実績額【選定額】	A=a+b+c		14,755,460	
実績額【選定額】	A=a+b+c		14,746,460	

(単位：円)

(表5-1) 実績額の内訳(成瀬くりの家保育園)

項目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推進加算	a			
0歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	108人	11,605,960	108人	11,596,960
延長保育事業(0歳児の延長保育)	1人	17,200	1人	17,200
一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間未満)	560人	817,600	560人	817,600
一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間以上)	1,416人	4,134,720	1,416人	4,134,720
障害児保育(その他・知的)	32人	1,216,000	32人	1,216,000
アレルギーマシ対応	64人	1,408,000	64人	1,408,000
育児困難家庭への支援	80人	2,400,000	80人	2,400,000
外国人児童受入れ	12人	108,000	11人	99,000
保育所地域子育て支援推進加算	b			
小中高生の育児体験受入れ	12名	2,700,000	12名	2,700,000
保育所体験	12名	600,000	12名	600,000
出産を迫る親の体験学習	12名	600,000	12名	600,000
保育拠点活動支援	18名	900,000	18名	900,000
第三者評価受審費	c			
第三者評価受審費	449,500	449,500	449,500	449,500
実績額【選定額】	A=a+b+c		14,755,460	
実績額【選定額】	A=a+b+c		14,746,460	

(単位：円)

(チ) 社会福祉法人徳育会が設置する徳育保育園で、表5-3のとおり、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業(0歳児の延長保育)において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表5-2のとおり、令和4年度分で15万1,000円が過大に交付されている。

(表5-2) 令和4年度分過大交付額(徳育保育園)

項目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推進加算	a			
0歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	69人	4,429,170	69人	4,278,010
延長保育事業(0歳児の延長保育)	10人	961,170	2人	961,170
延長保育事業(その他・知的)	12人	172,000	2人	34,400
分園設置	12人	456,000	12人	456,000
アレルギーマシ対応	250人	1,130,000	247人	1,116,440
アレルギーマシ対応	12人	264,000	12人	264,000
育児困難家庭への支援	41人	2,300,000	41人	1,230,000
外国人児童受入れ	24人	216,000	24人	216,000
外国人児童受入れ	24人	2,000,000	24人	2,000,000
保育所地域子育て支援推進加算	b			
小中高生の育児体験受入れ	12名	2,000,000	12名	2,000,000
保育所体験	12名	600,000	12名	600,000
出産を迫る親の体験学習	12名	600,000	12名	600,000
保育拠点活動支援	16名	800,000	16名	800,000
第三者評価受審費	c			
第三者評価受審費	16名	800,000	16名	800,000
実績額【選定額】	A=a+b+c		6,429,170	
実績額【選定額】	A=a+b+c		6,278,010	

(表5-3) 実績額の内訳(徳育保育園)

項目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推進加算	a			
0歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	69人	4,429,170	69人	4,278,010
延長保育事業(0歳児の延長保育)	10人	961,170	2人	961,170
延長保育事業(その他・知的)	12人	172,000	2人	34,400
分園設置	12人	456,000	12人	456,000
アレルギーマシ対応	250人	1,130,000	247人	1,116,440
アレルギーマシ対応	12人	264,000	12人	264,000
育児困難家庭への支援	41人	2,300,000	41人	1,230,000
外国人児童受入れ	24人	216,000	24人	216,000
外国人児童受入れ	24人	2,000,000	24人	2,000,000
保育所地域子育て支援推進加算	b			
小中高生の育児体験受入れ	12名	2,000,000	12名	2,000,000
保育所体験	12名	600,000	12名	600,000
出産を迫る親の体験学習	12名	600,000	12名	600,000
保育拠点活動支援	16名	800,000	16名	800,000
第三者評価受審費	c			
第三者評価受審費	16名	800,000	16名	800,000
実績額【選定額】	A=a+b+c		6,429,170	
実績額【選定額】	A=a+b+c		6,278,010	

(単位：円)

(ツ) 社会福祉法人八晃会が設置する宝光保育園で、表5-5のとおり、特別保育事業等推進加算のうち一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間未満)において、利用児童の正確な登園時間・降園時間がわかる書類がなく補助要件を満たさないことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表5-4のとおり、令和4年度分で50万円が過大に交付されている。

(表5-4) 令和4年度分過大交付額(宝光保育園)

項目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推進加算	a			
0歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	8,808,560	8,808,560	8,219,700	8,219,700
延長保育事業(0歳児の延長保育)	8,719,000	8,719,000	-	-
延長保育事業(その他・知的)	8,719,000	8,719,000	-	-
分園設置	8,719,000	8,719,000	-	-
アレルギーマシ対応	8,719,000	8,719,000	-	-
アレルギーマシ対応	8,719,000	8,719,000	-	-
育児困難家庭への支援	8,719,000	8,719,000	-	-
外国人児童受入れ	8,719,000	8,719,000	-	-
外国人児童受入れ	8,719,000	8,719,000	-	-
実績額【選定額】	A=a+b+c		8,219,700	
実績額【選定額】	A=a+b+c		500,000	

(単位：円)

(表5.5) 実績額の内訳（宝光保育園）

(単位：円)

項目	実績		正	
	金額	人数	金額	人数
特別保育事業等推進加算	a	6,108,560	5,519,700	
一時預かり事業・定期利用保育事業(時間未満)	47人	68,620	4人	5,840
一時預かり事業・定期利用保育事業(時間以上)	134人	391,280	110人	321,200
障害児保育(その他・知的)	48人	1,824,000	36人	1,368,000
アレルギーマシ対応	18人	396,000	18人	396,000
療養児保育(甲村部)	102人	1,037,340	102人	1,037,340
延長保育事業(甲村部)	36人	366,120	36人	366,120
育児困難家庭への支援	59人	1,770,000	59人	1,770,000
外国人児童受け入れ	24人	216,000	24人	216,000
年末年始保育	4人	39,200	4人	39,200
保育所地域子育て支援推進加算	b	2,700,000	2,700,000	
小中高生の育児体験受け入れ	12名/12人	600,000	12名/12人	600,000
保育所体験	12名/12人	600,000	12名/12人	600,000
出産を迎える親の体験学習	12名/12人	600,000	12名/12人	600,000
保育拠点活動支援	18名/12人	900,000	18名/12人	900,000
第三者評価受審費	c	-	-	-
実績額【選定額】	A=a+b+c	8,808,560	8,219,700	

(ア) 社会福祉法人ひまわり会が設置するひまわり保育園で、表5.7のとおり、特別保育事業等推進加算のうち障害児保育(その他・知的)において、関った人数を実績として報告したことににより、実績額に誤りが認められた。

このため、表5.6のとおり、令和4年度分で387万6,000円が過大に交付されている。

(表5.6) 令和4年度分過大交付額(ひまわり保育園)

(単位：円)

項目	A	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	16,635,910		12,739,910	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	18,116,000		-	
補助金交付決定額【都補助金所要額】	16,635,000		12,739,000	
A-B(ずれか低い額)				3,876,000

(表5.7) 実績額の内訳(ひまわり保育園)

(単位：円)

項目	実績		正	
	金額	人数	金額	人数
特別保育事業等推進加算	a	15,135,910	11,259,910	
療養児保育対策実施かつ産休明け保育実施	275人	3,830,750	275人	3,830,750
延長保育事業(療養児の延長保育)	1人	17,200	1人	17,200
一時預かり事業・定期利用保育事業(時間未満)	98人	143,080	98人	143,080
一時預かり事業・定期利用保育事業(時間以上)	739人	2,157,880	739人	2,157,880
障害児保育(その他・知的)	114人	4,332,000	12人	456,000
アレルギーマシ対応	181人	3,982,000	181人	3,982,000
外国人児童受け入れ	53人	477,000	53人	477,000
年末年始保育	20人	196,000	20人	196,000
保育所地域子育て支援推進加算	b	900,000	900,000	
保育拠点活動支援	18名/12人	900,000	18名/12人	900,000
第三者評価受審費	c	600,000	600,000	
実績額【選定額】	A=a+b+c	16,635,910	12,759,910	

3 意見・要望事項

(1) 局

ア 東京都保育サービス推進事業補助金における法人の誤認識を防ぐ取組について

局は、法人に対して、東京都保育サービス推進事業補助金(以下「本補助金」という。)を交付している。本補助金は、法人の各施設の保育実績に応じた各補助項目の数値に基づいて補助額が算定されるものであり、19法人25施設に対し、519万5千910円の過大交付が指摘されたところである。

本監査において、過大交付が発生した各法人の事務処理状況を確認したところ、補助要件や保管書類について法人側の理解が不十分な補助項目があることが確認された。特に、実績報告額の誤りが8法人8施設と最も多かった知的障害児保育に係る補助項目「障害児保育(その他・知的)」では、法人が別途利用する区市町村独自の障害児加算補助金と本補助金の認定基準が異なっているにもかかわらず、区市町村の補助金認定書をもって本補助金の補助対象になると法人が認識し、関った事務処理が行われていた事例が見受けられた。

局は、今回の指摘を踏まえ、法人が誤認識をしやすい補助項目について、誤りの発生原因の分析や、改善に向けた実効性のある対策の検討を行うなど、本補助金における法人の誤認識を防ぐための取組が望まれる。

(福祉局)



社会福祉法人(障害分野)

第1 監査の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助の目的に沿って適切に行われているかを監査する。あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	障害者支援施設を有する社会福祉法人鶴風会 など10団体11施設	令和6年9月11日から同年10月21日まで (詳細は表1のとおり)	令和4年度及び令和5年度の補助対象事業
局	福祉局	令和6年9月9日及び同年10月23日	

(表1) 監査対象団体及び団体別実地監査期間

監査日	団体名	実地監査期間
9月11日	社会福祉法人鶴風会	—
9月19日	社会福祉法人やまゆり福祉会	—
9月25日	社会福祉法人黎明会	—
9月30日	社会福祉法人同愛会	—
10月1日	社会福祉法人友愛十字会	—
10月4日	社会福祉法人敬心福祉会	社会福祉法人鶴誠会
10月16日	社会福祉法人しあわせ会	—
10月18日	社会福祉法人善光会	—
10月21日	社会福祉法人みずき福祉会	—

2 団体の概要

社会福祉法人鶴風会など9団体は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に定める障害者支援施設を都内に、また、社会福祉法人しあわせ会は都外にそれぞれ設置し、東京都民間社会福祉施設サービズ推進費補助金の交付を受ける団体である。

監査対象とした各団体における補助対象施設のうち、監査対象とした施設(11施設)は、表2

のとおりである。

監査に当たり、デジタル技術を活用したデータ分析により、東京都民間社会福祉施設サービズ推進費補助金(障害者支援施設)交付団体(63団体82施設)のうち、補助加算項目の算定等で特異な傾向を示した6団体6施設を選定した。上記以外に、補助金額上位の団体のうち、過去5年以上監査未実施の団体3団体4施設を選定した。

また、東京都民間社会福祉施設サービズ推進費補助金(都外障害者支援施設)交付団体(95団体124施設)のうち、補助加算項目の算定等で特異な傾向を示した1団体1施設を選定した。

(表2) 監査対象とした団体

団体名	施設の名称	施設の種別	所在地	施設の規模	
				定員	現員
社会福祉法人鶴風会	楽	施設入所支援 生活介護	あきる野市上代継	32	32
社会福祉法人敬心福祉会	雑司谷	施設入所支援 生活介護	豊島区南池袋	44	44
社会福祉法人鶴誠会	永福南社会福祉センター	施設入所支援 自立訓練	杉並区永福	10	10
社会福祉法人善光会	アミューズ東横谷	施設入所支援 生活介護	大田区東横谷	6	0
社会福祉法人同愛会	日の出福社園	施設入所支援 生活介護	西多摩郡日の出町 平井	16	9
社会福祉法人みずき福祉会	八王子平和の家 町田福祉園	施設入所支援 生活介護	八王子市美山町 町田市昭師町	36	36
社会福祉法人やまゆり福祉会	八王子美山学園	施設入所支援 生活介護	八王子市美山町	56	56
社会福祉法人友愛十字会	東京聴覚障害者支援センター	施設入所支援 就労継続支援 自立訓練	板橋区志村	80	75
社会福祉法人黎明会	澄水園	施設入所支援 生活介護	小平市小川町	113	102
社会福祉法人しあわせ会	白州いずみの家	施設入所支援 生活介護	山梨県北杜市	50	50
				80	80
				115	110
				80	78
				100	80
				30	19
				6	0
				10	10
				12	10
				100	94
				100	100
				30	29
				30	29

(注) 上記数字は令和6年3月1日現在

(表3) 監査対象施設別監査対象補助金交付額

団体名	監査対象施設の名称	(単位：千円)		
		令和3年度 交付金額	令和4年度 交付金額	令和5年度 交付金額
社会福祉法人鶴風会	養	128,249	150,515	157,473
社会福祉法人歌心福祉会	雑司谷	26,483	31,316	32,218
社会福祉法人健誠会	永福南社会福祉センター	24,873	25,323	24,742
社会福祉法人遊光会	アミュークス東横谷	38,734	51,137	46,519
社会福祉法人同愛会	日の出福祉園	259,388	263,637	258,686
社会福祉法人みずき福祉会	八王子平和の家	86,614	85,662	83,213
	町田福祉園	317,508	315,655	316,382
社会福祉法人やまゆり福祉会	八王子美山学園	96,921	108,604	107,849
社会福祉法人友愛十字会	東京聴覚障害者支援センター	23,767	25,428	21,929
社会福祉法人黎明会	澄水園	190,132	199,674	197,987
合計		1,192,689	1,256,871	1,246,998

(注) 令和5年度交付金額は交付額確定前の額である。

団体名	監査対象施設の名称	(単位：千円)		
		令和3年度 交付金額	令和4年度 交付金額	令和5年度 交付金額
社会福祉法人しあわせ会	白州いずみの家	27,502	35,497	34,381
合計		27,502	35,497	34,381

(注) 令和5年度交付金額は交付額確定前の額である。

3 補助金の概要

(1) 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設)の概要

都は、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設)の平成31年4月26日最終改正)に基づき、費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、社会福祉施設等の利用者の福祉向上を図ることを目的として、対象の社会福祉施設を設置する社会福祉法人等に対し補助金を交付している。交付の対象となる経費は施設の運営費及び施設整備費であり、交付額は表4から表6までにより算定した額の合計(1,000円未満の端数切捨)による。

(表4) 基本補助

分類	(単位：円)					
	施設規模別・月額単価(一人当たり)	21~40人	41~60人	61~80人	81人~	
日中系	介護給付	入配I	24,300	23,600	23,000	22,500
		入配II	21,500	20,800	20,300	19,800
		入配III	18,400	17,700	17,100	16,600
		入配なし	16,300	15,600	15,100	14,500
夜間系	介護給付	自立訓練	11,000	10,400	9,800	9,300
		散労移行支援	17,800	17,100	16,500	16,000
		就労継続支援	14,600	13,900	13,400	12,800
夜間系	介護給付	施設入所支援	52,200	45,900	43,300	41,300

(注1) 単価に人数を乗じて額を算定する。

(注2) 人数は各月初日の現員により算定。ただし、現員が定員を上回る場合は定員数を上限とする。

(注3) 人員配置(体制加算(入配))は、平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に基づく。

(注4) 基本補助単価の設定は、交付対象施設が行う日中系サービス定員の合計及び夜間系サービス定員それぞれに応じた定員区分により算定する。

(注5) 施設規模は、「東京都重症心身障害児(者)通所事業実施要領」に基づく指定を受けている部分を除く。

(表5) 施設の努力・実績に対する加算

(単位：円)

加算項目	加算対象者等の要件	単価	算定方法	
メニュー選択式加算	【グループ1】 (1) 施設において、前年度に障害支援区分4～6(44～77)については行動関連項目10点以上の者を定員等の50%以上受入れ ※50歳以上の者は1区分上位として扱う。 (2) 前年度に地域生活移行の実績がある。 (3) 当該年度にショートステイ(短期入所)を実施している。 【グループ2】 (4) 当該年度に自立訓練事業を実施している。 (5) グループホームのバングラッパ施設である。 (6) 同一法人において当該障害者支援施設とは別敷地において指定を受けている単独型通所施設を設置運営していること。または、当該障害者支援施設における日中ケアサービスの規模が施設入所支援より多いこと(12名以上)。	施設入所支援の利用者一人当たりの年額 単価Ⅰ ※グループ1-(1)を実施している場合に適用	単価Ⅰ × 年度初日 の加算対 象者数	
		施設入所支援の利用者一人当たりの年額 単価Ⅱ ※グループ1-(1)を 実施していない場 合に適用	161,000  × 単価Ⅱ × 年度初日 の加算対 象者数	
障害者等雇用加算	次に定めるいずれかの障害者等を職員配置基準以外に雇用し、その総雇用時間が400時間以上(有給休暇を取得した時間、超過勤務時間等を含む。)である施設 ①身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所有する者 ②満60歳以上65歳未満の者 ③母子家庭の母又は寡婦若しくはこれらに準じて取り扱うべき者	400～799時間	435,000	総雇用時間数に 応じた金額
		800～1,199時間	726,000	
		1,200～1,599時間	1,016,000	
		1,600～1,999時間	1,306,000	
最重度障害者加算	施設入所支援の利用者であり、障害支援区分6である者のうち、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助取扱要領(障害者支援施設)により最重度障害者であると施設長が認められた者を対象に判定を実施する。	定員40人以下	226,300	単価Ⅰ× 日 の加算対 象者 数
		定員41人以上60人以下	225,600	
		定員61人以上80人以下	225,300	
		定員81人以上	225,600	

加算項目	加算対象者等の要件	単価	算定方法	
医療的ケア充実加算	【医師及び看護師の配置体制】 小規模特例：医師おおむね週2回、看護師おおむね常勤1人 10～20人：医師おおむね週3回、看護師おおむね常勤1人 21～40人：医師おおむね週5回、看護師おおむね常勤2人 41～60人：医師おおむね週7回、看護師おおむね常勤3人 61～80人：医師おおむね週10回、看護師おおむね常勤4人 ※利用者の状態に応じて医師・看護師のほか、理学療法士、作業療法士、心理技術員、言語聴覚士、歯科衛生士を雇用することができる。 ※看護師のみを配置する要件とする場合は、看護師配置のみの単価を適用する。 当該障害者支援施設が医療的ケア充実加算の対象であり、かつ、特定疾患等の者を8人以上受け入れていること。	小規模特例 (看護師配置のみ)	5,971,000 (2,846,000)	1施設当たり 年額
		10～20人受入れ (看護師配置のみ)	11,171,000 (6,485,000)	
		21～40人受入れ (看護師配置のみ)	17,141,000 (9,331,000)	
		41～60人受入れ (看護師配置のみ)	26,750,000 (15,816,000)	
		61～80人受入れ (看護師配置のみ)	37,921,000 (22,300,000)	
特定疾患等対応加算	【医師及び看護師の配置体制】 小規模特例：医師おおむね週5回、看護師おおむね常勤換算で3.3人 10～20人：医師おおむね週4回、看護師おおむね常勤換算で3.3人 21～40人：医師おおむね週2回、看護師おおむね常勤換算で2.3人 41～60人：看護師おおむね常勤換算で1.3人 61～80人：看護師おおむね常勤換算で0.3人 ※看護師は看護師のみとする。 ※看護師のみを配置する要件とする場合は、看護師配置のみの単価を適用する。	10～20人受入れ (看護師配置のみ)	21,099,000 (14,851,000)	1施設当たり 年額
		21～40人受入れ (看護師配置のみ)	15,856,000 (12,732,000)	
		41～60人受入れ (看護師配置のみ)	6,975,000 (6,975,000)	
		61～80人受入れ (看護師配置のみ)	1,218,000 (1,218,000)	
特定支援充実加算	障害支援区分に関わらず、触法行為又は処分等(懲役、執行猶予など)の後、原則として2年以内に入所に向けた調整・相談等を開始し、その後、施設に入所した者であつて、意見書があつた者を入所から3年以上に限り対象とする。 ※ただし、国の地域生活移行個別支援特別加算の対象者を除く。	116,000	単価Ⅰ× 日 の加算対 象者 数	

(注) メニュー選択式加算、最重度障害者加算、特定支援充実加算については、基本補助の対象となる利用者のみ適用する。

(表6) サービス評価・改善計画加算

(単位：円)

加算項目	対象施設	単価		算定方法
		サービス評価・改善計画を実施する施設	第三者評価受審利用者に対する調査実施	
サービス評価・改善計画加算	第三者評価を受審又は利用者調査を実施する施設	700,000	300,000	1施設当たり年額1施設当たり年額

(2) 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（都外障害者支援施設）の概要

都は、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（都外障害者支援施設）（平成31年4月26日最終改正）に基づき、費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、社会福祉施設等の利用者の福祉向上を図ることを目的として、対象の社会福祉施設を設置する社会福祉法人等に対し補助金を交付している。交付の対象となる経費は施設の運営費及び施設整備費であり、交付額は表7から表10までにより算定した額の合計（1,000,000円未満の端数切捨て）による。

(表7) 施設区分

施設区分	用語の意義
都外独占施設	東京都の区域内に所在する区市町村が支給する介護給付費等の支給を受ける者のみか利用する東京都の区域外に所在する障害者支援施設、知的障害者更生施設及び身体障害者療護施設
都外協定施設	下記の全てに該当する障害者支援施設、知的障害者更生施設、身体障害者更生施設及び身体障害者療護施設 (1) 平成15年3月31日以前の協定定員が、定員の40%以上であり、かつ20人以上であったこと。ただし、協定定員の50%以上が、視覚障害を伴う知的障害者等、特別な配慮又は専門的な療育を行うことを要する重度の知的障害者で占められ、都民の専門的需要に添える施設と認められるものにあつては、平成15年3月31日以前の協定定員が、定員の25%以上であり、かつ20人以上であったこと。 (2) 平成15年3月31日以前において、重度者（旧都民重度者含む）が協定定員の50%以上であり、かつ15人以上であったこと。 (3) 上記(1)、(2)の状態が、恒常的に継続すると認められ、かつ東京都の区域内に所在する区市町村の介護給付費等の支給を受ける利用者が入所している施設
都外特別施設	下記の全てに該当する施設 (1) 昭和55年4月1日以前から継続して東京都の区域内に所在する区市町村の措置を受けていた利用者が、定員の30%以上の人数であったこと。ただし、昭和55年4月1日現在、当該施設の設置者が同一の社会福祉法人等が設置している知的障害児施設に措置されていた児童で、年齢超過児童の解消を目的とした施設整備等に伴い、当該施設に入所した者は、昭和55年4月1日以前から継続して当該施設に入所していたものとみなす。
都外一部利用施設	上記以外の都外所在施設で、平成15年3月31日（神奈川県所在施設については、平成17年3月31日）以前から東京都、東京都内に所在する区市町村の措置を受けていたものが在籍する施設